

兵庫県 県政改革方針
令和8年度 実施計画（案）

令和8年2月

兵 庫 県

目 次

はじめに	3
I 財政運営	
1 行政施策	4
(1) 事務事業	4
(2) 投資事業	17
(3) 公的施設等	25
(4) 試験研究機関	29
(5) 県営住宅事業	31
(6) 教育施策（教育委員会所管）	34
2 収入の確保	37
(1) 県税	37
(2) 課税自主権	39
(3) 諸収入	42
(4) 資金管理	45
(5) 債権管理	46
(6) 県有資産の活用	47
3 公営企業、公社等の運営	52
(1) 企業庁	52
(2) 病院局	56
(3) 流域下水道事業	58
(4) 公社等	59
(5) 兵庫県公立大学法人	72
II 行政運営	
1 組織	76
(1) 本庁	76
(2) 地方機関	77
(3) 教育委員会	79
(4) 警察	80
(5) その他行政委員会等	81
2 職員	82
(1) 定員	82
(2) 給与	84
3 県庁舎再整備	86
4 新しい働き方の推進	87
5 人材育成	92
6 地方分権への取組	95
III ひょうご事業改善レビューの実施	98

はじめに

この実施計画は、県政改革の推進に関する条例第4条に基づき、同条例第2条に規定する県政改革方針の令和8年度における具体的な取組内容を取りまとめたものである。

1 行政施策

(1) 事務事業

[県政改革方針]

① 一般事業費

限られた財源で最大の効果が得られるよう、事業のスクラップ・アンド・ビルドなど、「選択と集中」を徹底し、効率的・効果的に施設の維持管理や各種事業を推進する。

② 政策的経費

時代の変化や国の制度改正、県と市町の役割分担等の視点を踏まえた見直しを徹底しつつ、各種事業を推進する。

見直しに当たっては、単に廃止・縮減するだけではなく、政策課題に対する新たな事業化の検討にも努める。

[見直しの視点]

ア 時代の変化、国の制度改正、地方財政措置、他の地方公共団体の事業実施水準、事業実績等を踏まえた事業内容の見直し

イ 市町への権限移譲や地財措置の状況、県補助の先導性の低下等を踏まえた県と市町の役割の明確化

ウ 民間活動分野の拡大等を踏まえた民間等との役割の明確化

エ 受益者負担の適正化等給付と負担の適正化

オ オンライン・ペーパーレス化の徹底など、ICTを活用した行政のデジタル化の推進

カ 事務事業評価の活用による事業コストや成果の検証、民間活力の活用等を通じた効率的な事業の推進

キ 国庫補助金等特定財源や自主財源の確保 等

③ 新規施策の展開

社会の変化を捉えつつ、県民と描く兵庫のビジョンのもと、地域創生戦略をはじめ各分野計画の具体化を図り、躍動する兵庫の実現にむけた施策を積極的に展開する。

④ 事務事業数

スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、事務事業数の見直しを行う。

⑤ 社会保障関係費

ア 社会保障関係費について、国の制度改正や本県の実情等を踏まえつつ、適切に事業を推進する。

イ 今後の社会保障関係費の増加に見合った地方の財源が確保されるよう、地方一般財源総額の充実・強化等を国に対し積極的に要請する。

(具体的な取組内容（令和8年度）)

部長等のマネジメントにより一層の事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、躍動する兵庫の実現の具体化・加速化をさせる施策に重点的に取り組む。

また、「ひょうご事業改善レビュー2025」の外部委員会の意見等を踏まえ、効果的な施策展開のためのブラッシュアップなど、事業の改善を図る。

ア 県政の重点施策

(7) 若者の可能性の開拓

区 分	主な取組
学びやすい兵庫の実現	・ 高校教育環境の充実 ・ 教育費等の負担軽減 ・ 次代を担う人材の育成
子どもを産み育てやすい兵庫の実現	・ 妊娠・出産支援の充実 ・ 子ども・子育て支援の充実 ・ 課題を抱える子ども・若者への支援
住みやすい兵庫の実現	・ 子どもの遊び場の充実
働きやすい兵庫の実現	・ 次代を担う多様な人材の確保 ・ 多様な働き方の推進

(1) 安全安心な暮らしの実現

区 分	主な取組
防災・減災対策の推進	・ 南海トラフ地震等への備え ・ 県土の強靱化
医療・介護の充実	・ 地域医療等の推進 ・ 多様な人材の確保
地域の安全・安心の確保	・ 進化する犯罪への対応 ・ 人権尊重の推進
ユニバーサル社会の推進	・ 障害者の就労支援

(ウ) 地域活力の底上げ

区 分	主な取組
新観光戦略の推進	・ 戦略的な誘客プロモーションの展開
スポーツ・芸術文化の振興	・ スポーツ・芸術文化の振興
地域の賑わいづくり	・ 万博レガシーの展開 ・ 空き家・古民家の活用促進
産業の振興	・ 経営の持続性向上、労働生産性の向上 ・ スタートアップ支援
交流・発展を支える社会基盤の充実・強化	・ 交流・発展を支える社会基盤の充実・強化

(I) 自然との共生の深化

区 分	主な取組
農林水産業の振興	・ 持続可能性を高める取組の強化 ・ 人と環境にやさしい農業の推進 ・ 次代を担う後継者の育成・確保
循環型・自然共生社会の実現	・ 脱炭素の推進、資源循環の推進 ・ 野生鳥獣の適正な保護管理 ・ 特定外来生物防除対策の推進

(オ) 県政基盤の強化

区 分	主な取組
県政基盤の強化	・ 新庁舎等整備プロジェクトの推進 ・ AI 活用による行政 DX の加速化 ・ PPP/PFI の導入促進 ・ ファンドレイジングの推進

イ 予算要求枠

(ア) 一般事業枠

- ・ 令和 8 年度の予算要求枠は、部長等のマネジメントのもと、より有効な新たな事業内容や手法への見直しを図る、ビルドを重視した行財政運営の取組を促進する観点から、次のとおり設定
- ・ 予算要求枠内で、「選択と集中」を基本とし、限られた財源で最大の効果が得られるよう施策のスクラップ・アンド・ビルドを徹底

[予算要求枠]

- ① 施設維持費：令和 7 年度当初予算充当一般財源額の 100%の範囲内
 - ② 経常的経費：令和 7 年度当初予算充当一般財源額の 85%の範囲内
 - ③ 政策的経費：令和 7 年度当初予算充当一般財源額の 85%の範囲内
 - ④ 指 定 経 費：令和 7 年度当初予算充当一般財源額の 100%の範囲内
- ※なお、削減額を新規枠（部長マネジメント分）の財源として活用

(イ) 重点政策枠

a 若者・Z 世代応援パッケージ枠

少子化・人口減少対策として、これから結婚・子育てをしていく若い世代への支援として、以下の柱に基づき実施する事業

- ・ 学びやすい兵庫（教育費の負担軽減、教育環境の充実、学びの場の確保）
- ・ 子どもを産み育てやすい兵庫（不妊治療支援の強化、子育て支援の充実、課題を抱える子ども・若者への支援）
- ・ 住みやすい兵庫（子育て世帯への住宅支援）
- ・ 働きやすい兵庫（産業人材の確保、多様な働き方の推進）

b 地域創生枠

兵庫県地域創生戦略の推進を図るため、新しい地方経済・生活環境創生交付金※を活用して実施する新規事業

(配分額：6億円(事業費ベース)【新規分：3億円、継続分：3億円】)

※国における令和7年度補正予算から、名称は地域未来交付金

c 兵庫サステナブル事業枠

企業版ふるさと納税を原資に積み立てた、持続可能な兵庫づくり基金を活用し、カーボンニュートラルシティの実現、中小企業を中心とした県内企業の脱炭素化支援、持続可能な主伐・再造林の推進など、社会的課題の解決と持続可能な社会づくりの両立を加速させるために取り組む事業

d 新規枠（部長マネジメント分）

躍動する兵庫の実現に資する新規・拡充事業

(配分額：10億円（一般財源ベース）)

ウ 成果を重視した施策立案手法の導入

- ・データ等の合理的根拠に基づく政策立案(EBPM)を原則とし、新規施策の立案にあたっては、可能な限り定量的な成果指標、目標、終期を設定
- ・目標を達成するなど一定の条件を満たした場合や、目標を達成する見込がない場合には事業を終了させるといった「廃止・見直し基準」を設定

【主な取組の工程表（R8～R10）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R8年度	R9年度	R10年度
○ビルドを重視した行財政運営の推進		スクラップ・アンド・ビルドを徹底し より有効な新たな事業内容や手法への見直し	→
○成果を重視した施策立案手法の導入	効果的な施策展開のためのブラッシュアップを図る		→

(1) 事務事業（見直し事業）

令和6年度に実施した事務事業の見直しにおいて、令和7年度以降に事業のあり方等を検討することとした7事業について、以下の方向性による施策展開を検討（※詳細は個票参照）

事業名		見直し等の方向性 (R6年度時点)	今後の予定
1	躍動する兵庫応援事業 【県・市町連携枠】	県の厳しい財政状況等 や市町の施策ニーズ等 を踏まえつつ、今後の 事業のあり方を検討	国の新地方創生交付金が制度創設1年 目であり、今後の採択状況等を踏ま える必要があることから、令和8年度は 事業を継続し、改めて今後の事業のあ り方を検討
2	神戸マラソン開催費	国内外への震災復興の 発信など一定の成果を 収めたことから、県支 援のあり方を見直し	神戸マラソン将来構想検討委員会の提 言等を踏まえ実施した魅力向上策によ り、応募者数が増加し持続可能な大会 運営を実現するとともに、海外認知度 が向上したことを踏まえ、神戸マラソ ンをさらなる兵庫の魅力発信のための 重要なコンテンツとして位置づけ、令 和8年度以降も現行どおり支援を継続
3	老人クラブ活動強化推進事業	コロナ禍後の活動状況 等を踏まえ、老人クラ ブの活性化と支援のあ り方を検討	コロナ禍における地域課題に対応す るため令和5年度から3年を目途に支援 対象を拡充した「新たな枠組み」によ る助成について、ウィズコロナに対応 した活動の継続や、再開への支援とし ての効果があつたと認められることか ら、拡充した支援対象による助成を継 続
4	海外事務所運営費	社会経済情勢の変化を 踏まえ、海外事務所の 運営体制について見直 し	行政各分野の課題の多様化・国際化が 進み、海外事務所が担う業務の幅が広 がり、専門性の向上が一段と求められ ていることや、現地における民間等 の他団体との連携が期待できるよう になったことなどの情勢変化を踏まえ、3 事務所を段階的に廃止
5	ひょうごふるさと館運営事業	開設から30年が経過 し、ECサイトでの特産 品の販売機会が増えて いることから、ひょう ごふるさと館の運営へ の県の関わり方を検討	特産品等を広く県民等に宣伝・紹介す ることを目的として設置されており、 商品のステップアップ及び販路拡大の きっかけとしての機能は民間店舗等 では代替困難であることから、特産品 等を収集・展示する公的な機能を維持 しつつ、運営コストの削減など経営改 善の取組を推進

事業名		見直し等の方向性 (R6年度時点)	今後の予定
6	バス対策費補助	国庫補助制度の動向も踏まえ、国庫協調補助の県市町間での負担割合を見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助要件の緩和が令和9年度に終了する方針が示されたことから、令和8年度から支援を行う他分野・地域間連携の市町実証実験の効果も踏まえつつ、令和10年度以降の県支援のあり方を引き続き検討 ・国の政策動向や時流を踏まえ、県民の移動手段の確保に向けた市町への新たな支援として、令和8年度は地域公共交通・デザイン推進事業（他分野・地域間連携の市町実証実験への支援）等を先行的に実施
7	市街地再開発事業	県の厳しい財政状況等を踏まえつつ、政令市内での市街地再開発事業による県補助のあり方を検討	現県政改革期間内に国庫補助事業として採択される組合施行等の市街地再開発事業について、現行どおりの補助を実施

※ 令和6年度に事業のあり方等を検討した事業のうち、引き続き検討等が必要な事業を除く

1 行政施策	(1) 事務事業	1 躍動する兵庫応援事業（県・市町連携枠）
		予算（うち一般財源） 300 百万円（300 百万円）

① 見直しの視点

- ・ ひょうご地域創生交付金の財源としてきた地域創生基金が枯渇すること、市町の創意工夫による新たな地域創生の取組が進んできたものの、さらなる国交付金活用の余地が大きいこと等を踏まえ、令和5年度に、事業費を減額の上、県重点施策と連動した市町施策を支援する「躍動する兵庫応援事業（県・市町連携枠）」を創設
- ・ 現行事業期間は令和7年度に終了することとなっているが、令和7年度に創設された国の新地方創生交付金の採択状況等を踏まえ、事業のあり方を検討

② 見直し内容（改善の方向性）

- ・ 国は、令和7年度に新地方創生交付金を創設し、従来の交付金と比べ、国当初予算額及び県内市町交付金採択額は、県政改革方針による見直し前の令和4年度から倍増
- ・ 一方で、新地方創生交付金は制度創設1年目であり、今後の採択状況等を踏まえる必要があることから、令和8年度は事業を継続し、改めて今後の事業のあり方を検討

【参考】躍動する兵庫応援事業（県・市町連携枠）の概要

区 分	内 容
補助対象事業	県重点施策と連動した市町単独事業、市長会・町村会提案事業
補助対象	政令・中核市を除く一般市町（普通交付税不交付団体を除く）
補助率	申請団体の財政力指数に応じて設定 0.4未満：2/3 0.4以上0.8未満：1/2 0.8以上：1/3
補助事業費申請上限額	1市町あたり20,000千円（事業数制限なし）

【工程表（R8～R10）】

見直し内容	今後の予定（工程）		
	R8年度	R9年度	R10年度
○事業のあり方の見直し	→ 事業の見直しを検討	→ 検討結果を踏まえ、実施	→

1 行政施策	(1) 事務事業	2 神戸マラソン開催費	
		予算（うち一般財源）	89 百万円（69 百万円）

① 見直しの視点

- 神戸マラソンは国内外への震災復興の感謝と兵庫・神戸の魅力発信、県民・市民のスポーツの振興を図るため、県と神戸市の協働により実施
- 今後の神戸マラソンの在り方については、これまで県と神戸市が協働で実施してきた経緯や、令和6年1月に取りまとめられた神戸マラソン将来構想検討委員会からの提言を踏まえ、今後ともランナーが参加しやすく県民・市民の参画と協働により推進できる大会の在り方について見直し

② 見直し内容（改善の方向性）

- 令和6年1月の神戸マラソン将来構想検討委員会からの提言等を踏まえ、セントラルフィニッシュの導入など、令和7年度開催の大会からより魅力的な新コース設定を実現
- エリートランナーの招聘により競技性の向上が図られ、日本代表選考レースへとつながる MGC シリーズとして開催
- こうした魅力向上策の結果、参加料の増額改定にも理解が得られ、応募者数が増加したほか、応援ランナー枠（ふるさと納税）の定員充足による収入増など、持続可能な大会運営を実現
- 海外からの応募者が過去最高となるなど、海外認知度向上を踏まえ、神戸マラソンをさらなる兵庫の魅力発信のための重要なコンテンツとして位置づけ、令和8年度以降も現行どおり支援を継続

（参考）

区 分	令和6年度大会	令和7年度大会
フルマラソン応募者数	42,677 人	51,734 人
うち海外応募者数	1,737 人	2,592 人

【工程表（R8～R10）】

見直し内容	今後の予定（工程）		
	R8 年度	R9 年度	R10 年度
○県市負担の見直し	現行どおり開催を支援		→

1 行政施策	(1) 事務事業	3 老人クラブ活動強化推進事業	
		予算(うち一般財源)	64 百万円 (64 百万円)

① 見直しの視点

コロナ禍後の活動状況等を踏まえ、老人クラブの活性化と支援のあり方を検討

② 見直し内容

R5年度から拡充した「新たな枠組み」による助成について、ウィズコロナに対応した活動の継続や、再開への支援としての効果があったと認められることから、今後も助成を継続するとともに、地域活動の更なる活発化を促進するため、支援対象を拡充

(1) 「クラブ活動継続の推進」の新設

コロナ禍からの活動再開により多様化された活動形態の継続や、安全安心な環境で活動に参加できるよう、在宅やオンラインによる会議や活動のための研修、熱中症対策に関する活動等を支援

(「会員加入促進活動」「地域活動の再開」を統合し、さらに支援対象を拡充)

【現行】R7年度まで		補助額	【見直し】R8年度から		補助額
支え合い	共生型助け合い活動(必須)	・伝承活動、昔遊び 等	【継続】 共生型助け合い活動(必須)	同左	
		・独居高齢者の見守り 等		同左	
		・移動支援、買物支援 等		同左	
居場所づくり	会員加入促進活動(任意)	・新規会員獲得に向けた広報、体験参加事業等の活動経費	【拡充】 クラブ活動継続の推進(任意)	・新規会員獲得に向けた広報、体験参加事業等	3,500円
	地域活動の再開(任意)	・感染拡大防止に関する備品購入 ・ウィズコロナに対応した在宅やオンラインによる活動		・在宅やオンラインによる会議や活動のためのICT講習会、担い手不足に対応するための研修の実施等 ・感染症拡大防止や熱中症対策に関する物品購入等	
健康体操等		・いきいきクラブ体操 等	【継続】 健康体操等	同左	500円(※)
合計		4,000円	合計		4,000円

※ 県下全域で活動を展開していくためには、市町老人クラブ連合会及び単位老人クラブへの指導・支援を行う県老人クラブ連合会の取組活動が必要なことから、引き続き、県老人クラブ連合会又は神戸市老人クラブ連合会に加盟するクラブを対象とする。

【工程表 (R8～R10)】

見直し内容	今後の予定(工程)		
	R8年度	R9年度	R10年度
○事業内容の見直し	拡充した支援対象による助成の継続		

1 行政施策	(1) 事務事業	4 海外事務所運営費
		予算額(うち一般財源)：140百万円(140百万円)

① 見直しの視点

民間等の他の団体との連携が期待できるなどの情勢変化を踏まえ、大阪・関西万博の終了や神戸空港の国際化実現等のタイミングで、事務所毎に廃止も含めて検討

② 見直し内容

令和4年3月に策定した「県政改革方針」により、ブラジル事務所は令和4年度、西豪州・兵庫文化交流センターは令和5年度から廃止するなど海外事務所の見直しを行い、維持する3事務所については、ポストコロナ社会での経済活動状況を踏まえ、検討を継続

その後、オンラインによる打ち合わせや交流が普及・浸透するなど、海外事務所を取り巻く環境が一層変化している。行政各分野の課題の多様化・国際化が進み、海外事務所が担う業務の幅が広がり、専門性の向上が一段と求められていることや、現地における民間等の他団体との連携が期待できるようになったことなどの情勢変化を踏まえ、3事務所を段階的に廃止(ワシントン州事務所：R8年度中、パリ事務所：R9年度中、香港経済交流事務所：R10年度中)

廃止後は、海外事務所が培ってきた、友好・姉妹提携先等との交流を継続できるよう、機能別に代替措置をシームレスに開始

【見直し案】

現行	所管地域	見直し案	備考
ワシントン州事務所	北米・中南米	R8年度中に廃止、 現地業務の委託等	
パリ事務所	ヨーロッパ・中東・ アフリカ	R9年度中に廃止、 現地業務の委託等	
香港経済交流事務所	中国・ASEAN・ インド等アジア・大洋州	R10年度中に廃止、 現地業務の委託等	
ブラジル事務所	中南米	—	R4年度から廃止、 現地業務を委託
西豪州・兵庫文化交流センター	オーストラリア	—	R5年度から廃止、 西豪州政府駐日代表部によるネットワーク構築

③ 改善の方向性

廃止後も、友好・姉妹提携先等との交流を継続できるよう現地業務の委託を実施

併せて、各所管課が円滑に国際業務を遂行するため、全庁的に海外での事業を担っていける職員を育成

④ 留意事項

見直しにあたっては、事務所を共同で使用している神戸市をはじめとする市町や現地政府等関係機関に丁寧な説明を実施

【工程表(R8~R10)】

見直し内容	今後の予定(工程)		
	R8年度	R9年度	R10年度
○ワシントン州事務所廃止・代替措置の開始	廃止	現地業務の委託等	→
○パリ事務所廃止・代替措置の開始		廃止	現地業務の委託等 →
○香港経済交流事務所廃止・代替措置の開始			廃止

1 行政施策	(1) 事務事業	5 ひょうごふるさと館運営事業
		予算額(うち一般財源)：24百万円(24百万円)

① 見直しの視点

開設から約30年経過し、近年、交通手段の充実(H18～北近畿豊岡自動車道順次供用開始等)や県内道の駅の増加(H23:30→R3:35)、ECサイトの開設など特産品の販売機会が増えてきており、県の関わり方を見直し

(参考)(公社)兵庫県物産協会売上実績の推移

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
ひょうごふるさと館売上実績	208,913千円	154,277千円	136,804千円	207,617千円	192,569千円	202,397千円
前年度比	▲13.2%	▲26.2%	▲11.3%	+51.8%	▲7.2%	+5.1%
ECサイト売上実績	12,106千円	15,473千円	14,709千円	14,713千円	11,711千円	9,507千円
前年度比	+45.2%	+27.8%	▲4.9%	+0.0%	▲20.4%	▲18.8%

(参考) EC市場規模(物販分野・BtoC)の推移

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
EC市場規模(物販分野・BtoC)※	100,515億円	122,333億円	132,865億円	139,997億円	146,760億円	152,194億円
前年度比	+8.1%	+21.7%	+8.6%	+5.4%	+4.8%	+3.7%

※出展：経済産業省「電子商取引実態調査」をもとに作成

(参考) ひょうごふるさと館の概要

設置者：県

運営者：(公社)兵庫県物産協会

設置日：平成3年7月6日

設置場所：神戸市中央区御幸通8-1-26 神戸阪急新館(ケイ・エスビル)5階

面積：303.24㎡(物販面積約181.5㎡)(54.9坪)

事業内容：県内各地の特産品の展示・販売拠点

② 見直し内容

ふるさと館は特産品等を広く県民等に宣伝・紹介することを目的として設置されており、商品のステップアップ及び販路拡大のきっかけとしての機能は民間店舗等では代替困難であることから、特産品等を収集・展示する公的な機能を維持しつつ、運営コストの削減など経営改善の取組を推進

(参考) (公社)兵庫県物産協会の概要

設立時期：昭和34年設立(平成24年4月公益社団法人に改組)

会員数：533会員(R7.3末時点)

【工程表(R8～R10)】

見直し内容	今後の予定(工程)		
	R8年度	R9年度	R10年度
○県の関わり方を見直し			→
	経営改善の取組を推進		

1 行政施策	(1) 事務事業	6 バス対策費補助
		予算(うち一般財源) 96 百万円 (48 百万円)

① 見直しの視点

身近な公共交通機関であるバス事業については、基本的には市町が主体となって行う事業である。一方、広域行政を担う県は地域間の移動手段の維持確保を図るため、国庫協調及び県単独で市町に対する支援を実施してきている。この観点からすると、現市町域を超える広域的なバス路線については、県市町が協調して支援する必要があることも踏まえ、県市町間での負担割合を見直し

② 見直し内容(改善の方向性)

以下のとおり、県と市町の負担割合を見直し

区分	運行支援(国庫協調)	運行支援(県単)	車両購入(国庫協調)
現行	現市町域間 県:市=2:1 旧市町域間 県:市=1:2	同左	県:市=2:1
見直し後	現市町域間 県:市=1:1 旧市町域間 県:市=1:2	同左	県:市=1:1
考え方	<p>○現市町域間 国庫協調補助に市町負担を求めることとしたH23の見直しから10年以上が経過し、制度の定着が図られたことから、県市町間での負担割合の原則どおりに見直し</p> <p>○旧市町域間 国制度において旧市町域間への支援が継続していること、これまでの行革見直しにより県:市町=1:2となっていることから、現行の負担割合を継続</p>		<p>現行の負担割合が、運行支援と同様であることから、運行支援の見直しに準ずる</p>

【見直し実施時期等】

- ・新型コロナウイルスの影響を踏まえ、国がR4~R7の補助要件を緩和(輸送量要件について新型コロナウイルスの影響がないH30実績で判定するなどの特例を設定)していたため、R4~R7は現行どおり実施(本県も同様の要件緩和を実施)
- ・国がR9をもって要件緩和を終了する方針を示したことから、R8から支援を行う他分野・地域間連携の市町実証実験の効果も踏まえつつ、R10以降の県支援のあり方を引き続き検討
- ・県では、国の政策動向や時流を踏まえ、県民の移動手段の確保に向けた市町への新たな支援を先行実施
 - R6: バス運転手人材確保支援事業等
 - R7: 生活交通ネットワーク再編等実証実験事業
路線再編に取り組む系統に対する補助要件(輸送量要件)の特例設定
 - R8: 地域公共交通リ・デザイン推進事業(他分野・地域間連携の市町実証実験への支援)等

【工程表(R8~R10)】

見直し内容	今後の予定(工程)		
	R8年度	R9年度	R10年度
○県と市町の負担割合の見直し		→	→
	R10以降の県支援のあり方を検討		検討結果を踏まえ、実施

1 行政施策	(1) 事務事業	7 市街地再開発事業	
		R7 予算(うち一般財源)	4,533 百万円 (227 百万円)

① 見直しの視点

県では、昭和 47 年から令和 6 年度末までに神戸市内で完了済の市街地再開発事業に対して 19 地区、総額約 175 億円を補助し、土地の高度利用と都市機能及び居住環境の更新に貢献

また、現在事業中の神戸三宮雲井通 5 丁目地区でも総額約 166 億円を補助する見込みであり、その他に垂水中央東地区や北鈴蘭台駅前地区でも補助するなど、直近では神戸市内の事業に補助が集中

これまでの経緯や、これからの県の厳しい財政状況を踏まえた上で、

○政令市内で実施される組合施行等の市街地再開発事業に対し補助を行っている道府県（本県除く）は、令和 3 年度末時点において 3 県のみであること

○組合施行等の事業の認可権限は神戸市に属すること

以上を踏まえ、神戸市内の市街地再開発事業に対する補助の考え方を見直し

② 見直し内容（改善の方向性）

神戸市内において、今後、現県政改革期間内（令和 10 年度まで）に国庫補助事業として採択される組合施行等の市街地再開発事業について、現行どおりの補助を実施

<令和 7 年度の検討結果>

- ・神戸市では阪神・淡路大震災からの復興事業に長年取り組み、震災後 30 年の節目を迎えた令和 6 年度末には全ての震災復興事業が完了。今後は次のステージとして、市の玄関口である三宮周辺をはじめ、地域の主要な拠点駅周辺において再開発を進めることにより、更なる魅力向上に注力していく。
- ・神戸市の拠点駅周辺地区におけるにぎわい創出は、交流人口の増加、経済の活性化に不可欠であり、県がまちづくり基本方針においてめざす都市中心部の将来像「世界へ広がる交流都市」に向けた主な取組の方向性として示している「都市のブランド化」「ウォークアブルシティの形成」「公共交通の活用促進」などにも合致することから、現県政改革期間内に着手する組合施行等の市街地再開発事業については、現行どおり補助を実施

【工程表 (R8~R10)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R8 年度	R9 年度	R10 年度
○事業実施の見直し	現行どおり補助を実施		

(2) 投資事業

[県政改革方針]

① 通常事業

ア 補助事業、単独事業について、基本額の実負担額が令和7年度の実負担額を上回らない範囲で事業費を設定する。

イ 補助事業について、計画的な事業推進に必要な国庫支出金を積極的に確保する。

② 緊急措置事業

ア 防災・減災対策など、本県の喫緊の課題に対し、国庫や地方交付税措置のある県債を活用することを基本に、基本額の実負担額が令和7年度の実負担額を上回らない範囲で事業費を確保する。

イ 国の経済対策について、本県の経済情勢等を勘案しながら適時適切に対応し、事業費を確保する。

③ 大型投資事業

将来的な財政負担も考慮のうえ、事業計画や事業実施について個別に検討する。

④ 災害復旧事業

災害復旧事業については、必要額を別途措置する。

⑤ インフラ整備の推進

ア ひょうごインフラ整備プログラムや各種分野別計画に基づき、県民ニーズを的確に捉え、頻発化する自然災害や社会基盤を取り巻く課題への対応など、緊急かつ重要な事業への重点化を図り、着実に事業を実施する。

「防災・減災」、「経済」、「持続」、「生活」を視点とし、限られた予算の中、より一層、選択と集中の徹底を図り、計画的に整備を推進する。

イ 建設企業等の健全育成と公共工事等の品質確保を推進する。

(具体的な取組内容 (令和8年度))

ア 投資事業費総額 (別途整理除く)

(7) 考え方

- ・ R3通常事業費における本県の地財シェアを用いて、従前の別枠事業のR3基本額を設定
- ・ R3基本額に、R4年度の地財伸びを乗じてR4基本額を設定
- ・ R5以降の基本額は、事業区分ごとに前年度基本額に地財伸びを乗じて設定
- ・ R8以降の基本額は、その実負担額がR7の実負担額を上回らない範囲で設定

(イ) 令和8年度基本額の設定

a 通常事業

補助：1,020億円 (R7基本額同額)

単独：530億円 (R7基本額同額)

b 緊急措置事業 (補助：防災・減災、国土強靱化加速化対策事業)

令和7年度経済対策補正に前倒しされたため、令和8年度基本額は0億円

(参考) 令和7年度経済対策補正 510億円

c 緊急措置事業 (単独：緊急自然災害防止対策事業、緊急防災・減災事業、緊急浚渫推進事業、公共施設等適正管理推進事業、脱炭素化推進事業)

各事業のR8基本額 = R7基本額同額

(単位：億円)

区 分	実負担率	R7基本額		R8基本額		備 考
		事業費	実負担額	事業費	実負担額	
通常事業		1,550	938	1,550	938	R7 基本額同額
補助	40%	1,020	408	1,020	408	
単 独	100%	530	530	530	530	
緊急措置事業		185	72	185	72	
防災・減災、国土強靱化加速化対策事業	25%	(340) 0	(85) 0	(340) 0	(85) 0	
緊急自然災害防止対策事業	30%	60	18	60	18	
緊急防災・減災事業	30%	75	23	75	23	
緊急浚渫推進事業	30%	15	5	15	5	
公共施設等適正管理推進事業	73%	30	22	30	22	
脱炭素化推進事業	73%	5	4	5	4	
計		(2,075) 1,735	(1,095) 1,010	(2,075) 1,735	(1,095) 1,010	

※ () は防災・減災、国土強靱化加速化対策事業の前倒し分を含めた金額

イ 別途整理

- (ア) 災害に強い森づくり等事業（県民緑税（超過課税）） 35億円
 (イ) 新庁舎整備・本庁舎再編（関連事業費50億円を含む） 700億円

ウ 補正予算の見直し

- (ア) 令和4年度以降、投資事業の補正予算は原則、当該年度の収支に影響しない国の経済対策に呼応した補助事業の補正に限ることとし、本県実負担が増加しない範囲で、令和10年度までの後年度事業費の前倒しとして実施
 (イ) 国内示増による補正予算は、後年度事業の前倒しを前提に、税収動向など財政状況を勘案し、毎年度対応を検討

エ 補助・単独の振替について

当初予算において、本県実負担が増加しない範囲で、補助・単独事業間、通常・緊急措置事業間で相互に事業費を振り替える仕組みを設定

○令和8年度当初予算における対応

令和8年度～10年度の通常事業費について、基本額を超過することが見込まれたため、県の実負担額が増加しない範囲で、補助・単独事業間の振替、事業の年度間調整を行い、適切に各年度の事業費を設定

具体的には、新たに実施する県立学校の環境改善事業等の事業費を確保するため、令和8年度～10年度の公共事業を削減して必要な事業費を捻出

(単位：5億円)

区分	振替前			振替額（公共の後年度調整含む）			振替後		
	R8	R9	R10	R8	R9	R10	R8	R9	R10
補助事業	1,160	1,060	1,025	△ 65	△ 55	15	1,095	1,005	1,040
単独事業	490	485	530	35	30	20	525	515	550
合計	1,650	1,545	1,555	△ 30	△ 25	35	1,620	1,520	1,590

※補助事業と単独事業の振替等を行ったのち、年度間調整により、事業費を設定

オ 今後の投資事業費（事業費等振替後）

※ 5億円単位で計上しており、実際の予算計上額とは異なる

(単位：億円)

区 分	R8当初	R9	R10	参 考				
				R11	R12	R13	R14	R15
投資補助	1,095	1,345	1,380	1,360	1,360	1,020	1,020	1,020
通常事業	1,095	1,005	1,040	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020
緊急措置事業	0	340	340	340	340	0	0	0
防災・減災、国土強靱化加速化対策事業	(510)	340	340	340	340			
投資単独	660	610	645	645	630	530	530	530
通常事業	525	515	550	550	550	530	530	530
うち県単土木	275	275	275	275	275	255	255	255
緊急措置事業	135	95	95	95	80	0	0	0
緊急自然災害防止対策事業	55	50	50	50	50			
緊急防災・減災事業	25	25	25	25	25			
緊急浚渫推進事業	20	15	15	15				
公共施設等適正管理推進事業	30							
脱炭素化推進事業	5	5	5	5	5			
計	1,755	1,955	2,025	2,005	1,990	1,550	1,550	1,550
別途整理								
災害に強い森づくり等事業	35	35	35	35	35	35	35	35
新庁舎整備・本庁舎再編				140	140	140	140	140
合計	1,790	1,990	2,060	2,180	2,165	1,725	1,725	1,725

※（ ）はR7経済対策補正（12月補正）への前倒し計上額

カ 大型投資事業

区 分	見直し内容・今後の検討内容
伊丹庁舎新館等整備事業	伊丹庁舎の整備及び阪神県民局としての統合は一旦凍結
ひょうご障害者総合トレーニングセンター(仮称)整備事業	「ユニバーサルなスポーツ施設検討会」での提言を踏まえ、必要となる対応について引き続き検討
但馬空港の機能強化	「コウノトリ但馬空港のあり方懇話会」での議論や能登半島地震の教訓等を踏まえ、広域的な災害対応拠点としての但馬空港の役割を捉えた防災機能の向上や空港機能の維持等の施策を展開
県立都市公園の整備・管理	パークマネジメント（Park-PFI 等）による民間投資の導入を推進

キ インフラ整備の推進

(7) 整備の基本的な考え方と取組内容

「ひょうごインフラ整備基本方針」に基づき、人口減少やカーボンニュートラルなど社会変化の潮流を前提として、強靱で持続可能な社会の礎となるインフラの構築に向け、「Ⅰ. 防災・減災、Ⅱ. 経済、Ⅲ. 持続、Ⅳ. 生活」を視点とし、限られた予算の中、より一層、選択と集中の徹底を図り、計画的に整備を推進

[主な取組内容]

	区 分	主な内容
防 災 ・ 減 災	切迫する大規模地震に備える地震・津波対策	
	津波対策の推進	港口水門の整備 沼島漁港（南あわじ市） 防潮堤の整備 柴山港海岸（香美町）
	道路防災の推進	橋梁の耐震強化 4橋 国道312号 水谷橋（養父市）他 県道楽々浦玄武洞豊岡線 堀川橋（豊岡市）他 道路法面の防災対策 10箇所 国道373号（佐用町）、県道宍粟下徳久線（宍粟市）他
	頻発する風水害に備える総合的な治水対策	
	河川の事前防災対策の推進	河川改修等の推進 武庫川、市川、加古川、円山川、津門川 他 既存ダムの有効活用 引原ダム（宍粟市） 河川中上流部治水対策 大和川（多可町）、高田川（上郡町）他 堆積土砂撤去の推進 明石川（神戸市）、杉原川（多可町）他
	高潮対策の推進	防潮堤の嵩上げ 尼崎西宮芦屋港海岸[芦屋浜地区]（芦屋市） 千種川（赤穂市）、室津漁港海岸（たつの市）他
	ため池等の防災対策の推進	危険度の高い農業用ため池の改修・廃止着手箇所数 29箇所 滝池（淡路市）他
	土砂災害対策	
	山地防災・土砂災害対策の推進	砂防堰堤等整備着手箇所数 50箇所 境谷川（香美町）、奥米地(1)地区（養父市）他 治山ダム整備着手箇所数 87箇所 岩屋地区（神河町）、山崎町五十波地区（宍粟市）他
	発災後の迅速な復旧・復興を支える緊急輸送道路等の機能強化	
緊急輸送道路等の機能強化	河岸侵食・冠水対策 国道427号（西脇市）他 土砂災害対策 県道阿万福良湊線（南あわじ市）他 大規模浸水対策 国道2号〔平野〕（加古川市）他	
高規格道路ミッシングリンク解消等による道路ネットワークの強化	基幹道路八連携軸の計画延長に対する供用延長の割合 85% 大阪湾岸道路西伸部（神戸市） 名神湾岸連絡線（西宮市） 播磨臨海地域道路（神戸市～太子町） 北近畿豊岡自動車道（豊岡市～丹波市） 山陰近畿自動車道（新温泉町～豊岡市）他	

	区 分	主な内容
経 済	高規格道路ネットワークの充実強化	
	高規格道路の整備推進	※再掲 基幹道路八連携軸の計画延長に対する供用延長の割合 85% 大阪湾岸道路西伸部（神戸市） 名神湾岸連絡線（西宮市） 播磨臨海地域道路（神戸市～太子町） 北近畿豊岡自動車道（豊岡市～丹波市） 山陰近畿自動車道（新温泉町～豊岡市）他
	高規格道路の利活用の推進	大鳴門橋自転車道（南あわじ市）
	港湾の機能強化・利用促進	
	港湾の機能強化	臨港道路広畑線（姫路市）
	港湾の利用促進	姫路港旅客ターミナルエリアのリニューアル（姫路市）他
	大阪湾ベイエリアの活性化	
	尼崎フェニックス事業用地の利活用	新産業誘致など、広くニーズを把握し、利活用を推進
	スーパーヨット誘致の促進	新西宮ヨットハーバー（西宮市）
	農林水産基盤の整備	
農業基盤の整備	優先度の高い農地整備事業等実施箇所数 38 箇所 在田南部地区（加西市）他	
林業基盤の整備	整備延長 347km 須留ヶ峰線（養父市、朝来市）他	
水産基盤の整備	浮棧橋整備 妻鹿漁港（姫路市） 岸壁改良 浜坂漁港（新温泉町）	
持 続	計画的・効率的な老朽化対策の実施	
	老朽化対策の実施・施設の統廃合	老朽化対策を完了する橋梁数 26 橋 県道明石神戸宝塚線 甲山大橋（西宮市）他 老朽化対策の完了するトンネル数 1 箇所 県道伊丹豊中線 空港地下道（伊丹市） 岸壁等係留施設 姫路港須加地区-3.5m 物揚場（姫路市）他 河川管理施設 新川・東川統合排水機場（西宮市）他 下水道施設更新 武庫川下流浄化センター、加古川上流浄化センター他
	安全安心な日常の維持管理の実施	ダム・排水機場等の施設点検、舗装修繕、道路除雪、 河川堤防の点検前除草、通学路等の年 2 回除草等、区画線の引き直し 等
	カーボンニュートラルの実現	
	カーボンニュートラルポートの形成	播磨臨海地域（姫路港・東播磨港）
	下水汚泥エネルギーの有効活用	下水汚泥エネルギー有効利用施設整備 [固形燃料化施設、消化施設] 兵庫東流域下水汚泥広域処理場（尼崎市）

	区 分	主な内容
生活	安全安心な暮らしの実現	
	歩行者の安全・安心な通行空間の確保	国道 175 号〔北岡本〕(丹波市) 県道大沢西宮線〔甕岩〕(西宮市) 他
	自転車の安全で快適な通行空間の確保	県道大阪伊丹線(尼崎市) 国道 427 号(多可町) 他
	地域の交流・日々の暮らしを支える道路整備	
	地域の個性ある発展を支える幹線道路網の整備	国道 429 号〔榎峠バイパス〕(丹波市) 県道竜泉那波線(相生市) 他
	街路網の整備推進	都市計画道路尼崎宝塚線〔阪急立体〕(尼崎市) 都市計画道路国道線〔姫路東〕(姫路市) 他
	渋滞対策の推進	都市計画道路国道 2 号線〔加古川橋〕(加古川市) 県道大江島太子線〔下太田交差点〕(姫路市) 他
	問題踏切の解消	山陽電鉄本線連続立体交差事業〔高砂駅～荒井駅付近〕(高砂市) 県道太子御津線〔茶ノ木踏切〕(姫路市) 他
	生活道路の整備推進	県道洲本松帆線(南あわじ市)
	都市の環境改善	
	無電柱化の推進	県道生瀬門戸荘線(宝塚市) 県道豊岡竹野線〔湯島〕(豊岡市) 他
	環境整備の推進	武庫川(尼崎市・西宮市)

(イ) 建設企業等の健全育成と公共工事等の品質確保の推進

a 建設業育成魅力アップ事業の推進

「兵庫県建設業育成魅力アップ協議会」を引き続き設置し、官民連携のもと、建設業のイメージアップや若年者の入職促進等を推進

工業高校、定時制・通信制高校等との連携強化
<ul style="list-style-type: none"> ・三田建設技能研修センターにおける一日体験セミナーの実施 ・インターンシップの受入や現場見学会等の実施 ・建設業の魅力を伝える出前説明会や入職促進に繋がる資格取得支援講習会を開催 ・女子高校生と女性技術者との意見交換会を開催 ・建設企業が定時制高校生等を期間雇用し、働きながら技能を習得するための訓練を実施
小中学生向け体験イベントなど戦略的なイメージアップ事業の展開
<ul style="list-style-type: none"> ・将来の担い手となる小中学生を対象とした体験イベントの開催

b 若手・女性技術者など担い手の確保

総合評価落札方式における若手・女性技術者の確保・育成(令和8年度も継続実施)
建設技術者の確保・育成の更なる促進を図るため、総合評価落札方式の一部の工事において、配置予定技術者に若手・女性技術者を配置した場合に加点評価する取組を実施

c 新規中小企業者の育成

総合評価落札方式における「企業チャレンジ型」の実施(令和8年度も継続実施)
地域に密着した新たな担い手となる新規中小企業者を育成するため、過去の施工実績を過度に評価しない新たな総合評価落札方式の一部の工事において実施

d インフラ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

建設業全体の生産性向上を図るため、ICT 活用工事や測量・設計段階における 3次元データの活用などデジタル化を推進

【主な取組の工程表（R8～R10）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R8 年度	R9 年度	R10 年度
○投資事業費の見直し	R7 の実負担額を上回らない範囲で設定	公債費負担適正化計画の策定にあわせて検討	
○大型投資事業の見直し	事業計画や	実施手法等について引き続き検討	

(3) 公的施設等

[県政改革方針]

① 公共施設等の適正管理の推進

ア 県が所有する公共施設等について、社会情勢の変化等を踏まえながら施設の在り方の検証を行うとともに、「公共施設等総合管理計画」や各分野の個別計画に基づき、施設総量の適正化、老朽化対策、安全性の向上と適切な維持管理、施設等の有効活用を推進する。

併せて、道路・橋梁・上下水道など市町管理施設の老朽化対策等について人材面・技術面から支援するとともに、市町連携を推進する。

イ 改修・更新時において、感染症対策として抗菌設備等の採用、CO₂排出量を低減した省エネ型設備の導入、多様な働き方に対応した庁舎等におけるテレビ会議スペースなど、新たな社会ニーズに合わせた取組を推進する。

② 民間活力を活かした施設整備や管理運営の推進

ア 公共施設の新設、建替、大規模修繕等の実施にあたっては、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する PFI 制度等の導入を優先的に検討し、民間活力を最大限活かして、より効率的・効果的な施設整備や管理運営を推進する。

イ すべての指定管理施設で原則公募による指定管理者の選定を徹底する。また、指定管理者制度を導入していない県直営施設についても、公募による指定管理者制度の導入を検討する等、民間事業者等の参入を促す取組を推進して競争原理を働かせ、さらなる民間ノウハウの活用により運営の合理化やサービスの向上を図る。

運営にあたっては、事業者、所管課、外部委員による適切な評価システムを機能させることにより、効率的で質の高い管理運営水準を確保する。

(具体的な取組内容（令和 8 年度）)

① 公共施設等の適正管理の推進

ア 県有施設の総合管理

「公共施設等総合管理計画」や各分野の個別計画に基づき、施設総量の適正化、老朽化対策、安全性の向上、施設の有効活用など計画的な施設管理に取り組む。

(7) 統一的な方針に基づく施設管理の推進

区分		主な取組内容
施設総量の適正化		老朽化状況や県民ニーズの変化、将来にわたる地域活性化等の観点を踏まえ、総量の適正化のための施設の集約等を推進
老朽化対策	計画修繕	概ね築20年を迎える施設等について、老朽化が軽微である初期段階での機能・性能の保持・回復を図る予防保全を実施 〔陶芸美術館、県立大学、社総合庁舎別館〕
	長寿命化	概ね築 45 年又は耐震改修後 20 年を超え老朽化が進行する施設について、建物全体の機能・性能の向上を図る大規模改修を実施 〔・柏原総合庁舎、但馬技術大学校等 7 施設 ・須磨東高等学校等 8 校〕
安全性の向上		耐震性能が不足する施設の耐震化を実施 〔・県営住宅の耐震化 ・道路・上下水道などのインフラ施設の耐震化・安全対策〕
施設の有効活用		空きスペースが生じた施設等の有効活用を推進 将来的に県が再度利活用する見込みがある場合等は、暫定的に土地・建物に定期借地権等を設定するなど有効活用を推進

また、公共施設等総合管理計画（現計画期間：R9 年 3 月）の改定を行う。

(イ) 総括的なフォローアップの実施

「兵庫県公共施設等総合管理連絡会議」において、関係部局の情報を共有・連携し、各個別施設計画の方針、目標等に基づく取組の進行管理を実施する。

(ウ) 第Ⅱ期県立学校施設管理実施計画の推進

「第Ⅱ期県立学校施設管理実施計画」(令和4年3月策定)に基づき、施設の長寿命化や空調設備の設置など、安心・安全な環境の整備を推進する。

イ 市町管理施設への支援

専門人材の不足や人口減少による経営環境の悪化など市町が抱える課題を踏まえ、兵庫県まちづくり技術センターとも連携しながら、道路や橋梁、上下水道など市町管理施設の老朽化対策や公共施設の市町連携を支援する。

区分	主な取組内容
公共土木 インフラ	○市町支援に関する国の動向や市町ニーズの収集・把握等に努めるとともに、引き続き、兵庫県まちづくり技術センターと連携しながら、必要な市町支援に取り組む。
	市町インフラの長寿命化修繕計画策定を支援 〔橋梁：佐用町等4市1,747橋〕
	〔市町橋梁及びトンネル定期点検の地域一括発注業務を受託 橋梁：姫路市等34市町5,714橋、トンネル：たつの市等2市町2箇所〕
	技術的な問合せ等への総合支援 〔ワンストップ窓口による設計・積算・工事監理、インフラ老朽化、まちづくり等に関する相談支援〕
水道施設	○県内の水道事業体が将来にわたり安定的に経営を維持するために、水道事業の広域連携を促進し、施設の統廃合や設計・積算・工事監理等について支援する。
	「兵庫県水道広域化推進プラン」に基づき、各市町等と一体となった水道事業の広域連携等の推進 〔兵庫県水道事業広域連携等推進会議、水道広域連携ブロック会議を開催〕
	施設の統廃合等に関する計画、設計、積算・工事監理等への支援 〔加古川市、淡路広域水道企業団、福崎町、稲美町 等〕
	上下水道一体での施設の耐震化対策や防災訓練に向けた支援 〔耐震化対策に関する技術的助言や防災訓練に向けた調整会議を開催〕
下水道施設	○市町支援に関する国の動向や市町ニーズの収集・把握等に努め、必要な市町支援に取り組む。
	令和4年度に兵庫県生活排水広域化・共同化計画を策定し、生活排水処理施設の統廃合の更なる促進や、市町の枠を超えた広域化・共同化を推進 〔生活排水処理施設数 令和4年3月末 511箇所 → 令和33年度 312箇所(▲199箇所)〕
	上下水道一体での施設の耐震化対策や防災訓練に向けた支援 〔耐震化対策に関する技術的助言や防災訓練に向けた調整会議を開催〕

区分	主な取組内容
公共施設	○市町連携に向けて取り組む。
	公共施設の共同運用・機能分化に対する支援 (市町連携による住民の利便性向上、運営の合理化を促進するため、公共施設の共同運用等に対してハード・ソフト両面から総合的に支援)

② 民間活力を活かした施設設備や管理運営の推進

ア 施設整備（新規・建替）等における民間活用手法の優先的検討

令和4年度に策定した「PFI 導入に関するガイドライン」に基づき、一定規模以上の公共施設の新設・建替の実施にあたっては、民間の資金、経営能力及び技術的能力等を活用する PFI 制度等の導入を優先的に検討し、民間活力を最大限活かした施設整備や管理運営を推進する。

(7) PFI 制度等の優先的検討に係る対象施設

- ・施設整備費が10億円以上の事業（維持管理・運営に係る経費は除く）
- ・庁舎、県営住宅、公舎、医療施設、社会福祉施設、観光施設、スポーツ施設、社会教育施設、文化施設、学校施設、警察施設、空港、廃棄物処理施設、上水道施設、下水道施設、都市公園

(4) 本県の導入事例

- ・県営青木団地において、県営住宅初の PFI を活用した建替事業を実施し、発生する余剰地の有効活用を図り地域活性化を推進
- ・赤穂海浜公園において、20年間の段階投資型長期指定管理により、民間投資を活かした施設整備や管理運営を推進

イ 施設管理における民間参入の促進

(7) 既存の指定管理施設の原則公募化

既存の指定管理施設は、「指定管理者制度に関するガイドライン（R7.3改訂）」に定める実施方針に基づき、原則公募による指定管理者の選定を推進する。

[公募に関する実施方針]

a 次期指定管理者の選定に向けて取り組む事項

- (a) 民間事業者へのサウンディング調査
- (b) 地元市町、施設関係者などとの合意形成に向けたヒアリング・説明
- (c) 施設の老朽化や修繕の必要性の検討、県施策推進への影響などの整理

b 指定管理者の選定方針

◎選定に向けた施設分類

施設分類	指定管理者の選定
従前から公募を行っている施設	原則公募
事業者の参入意欲 ^{※1} が高い施設	原則公募 (導入時期は個別状況 ^{※2} を踏まえ判断)
事業者の参入意欲が低い施設	状況の変化に応じ公募を検討 (当面は非公募で対応)

※1 サウンディング調査における民間事業者の意向等

※2 関係者等との合意形成の状況や県施策への影響等

(イ) 公的施設等における適正な評価の実施

施設の適正な管理運営とサービスの一層の向上を図るため、管理運営状況について施設所管課による評価を実施するとともに、指定管理施設においては、指定管理者による自己評価、施設所管課による評価、次期指定管理者選定による外部評価など評価システムを適切に機能させる。

ウ 民間活用を促進する仕組みの構築

(ア) PPP/PFI プラットフォームの設置

行政（県及び県内市町）・民間事業者・金融機関等の多様な主体が参画し、情報共有、人材育成、官民対話の場の提供等をおこなう「ひょうご PPP/PFI プラットフォーム」を設立し、PPP/PFI の導入を促進

(イ) 一元的な情報発信

今後、民間活力を活用して整備・管理運営等を実施する可能性のある公共施設や未利用地等をリスト化して発信し、民間提案や官民対話を通して PPP/PFI 手法の導入や売却・貸付等を促進する仕組みを構築

【主な取組の工程表（R8～R10）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R8 年度	R9 年度	R10 年度
○PFI 制度等の優先検討	「PFI 導入に関するガイドライン」に基づく優先的検討の実施 →		
○指定管理者制度の原則公募化	「指定管理者制度に関するガイドライン」に基づく指定管理者制度の適切な運用 →		

(4) 試験研究機関

[県政改革方針]

各機関の中期事業計画に基づき、先端技術の進展や県民ニーズの変化等を的確に捉えた業務の重点化や、弾力的な研究体制の整備、効率的・効果的な経営手法の徹底を図る。

(具体的な取組内容（令和8年度）)

① 業務の重点化

大学や民間企業との連携を図りながら、県民等のニーズに直結する実用性の高い研究や成果普及等の業務に重点化

ア 農林水産技術総合センター

- ・ 試験研究の推進、検証等
試験研究の推進、検証、新規研究課題化の検討や試験研究機器の計画的整備等の実施
- ・ 試験研究・事業の重点化方向の設定
 - 気候変動等に対応する生産・管理技術の開発
 - 収益性を高める生産性向上等技術の開発
 - ブランド力を高め、需要に応える技術の開発

イ 工業技術センター

- ・ 課題発見型技術支援の推進
解決すべき真の課題を発見し、機器利用、オーダーメイド型試験分析・試作開発、共同・受託研究により解決をサポートすることを通じて企業の価値創出を支援
- ・ ものづくりの新潮流に係る技術シーズの蓄積と発信
人手不足を背景にした生産性向上やDXに不可欠なデジタル化、SDGsや脱炭素化に向けた循環・環境配慮、製品・サービスの価値を最大化する人間中心設計等のものづくりの新潮流に係る技術シーズや、地場産業における価値創出を支援する技術シーズの蓄積と発信

ウ 健康科学研究所

- ・ 迅速・効率的な検査手法の検討
- ・ 今後の先端検査技術の研究推進に向け、最新分析装置を有効活用できる人材を育成
- ・ 新興感染症発生に備えた検査体制整備の確保

エ 福祉のまちづくり研究所

- ・ 現場ニーズに即した研究開発
高齢者や障害者の身体機能の向上や移動を支援するための研究開発（AIを活用した運動計測システム、移動支援アプリ等）
- ・ 企業の介護ロボット等の開発支援・福祉施設への導入支援
次世代型住モデル空間、企業連携・交流機能スペースを活用した介護ロボット等開発支援等

② 弾力的な研究体制の整備

産学官連携による共同研究や、外部人材のさらなる活用、業務のデジタル化等、研究課題に機動的に対応するための弾力的で効率的な組織・研究体制を整備

ア 農林水産技術総合センター

- ・ 国研究機関、大学、企業、自治体等との連携促進
研究員の研修派遣の実施や共同研究の推進、取組中の共同研究内容の検証、推進
- ・ 円滑な研究体制の推進
現場課題の解決につながる研究ニーズの的確な把握や出口を明確化した試験設計の検討

イ 工業技術センター

- ・研究領域を超えた課題への対応力の強化
専門領域を超えた弾力的な連携が可能となるよう、横断的な研究課題の設定や柔軟な組織運営の推進
- ・産学官連携による交流とオープンイノベーションの推進
ひょうごメタルベルトコンソーシアムの活動を通じた新たな価値創出の支援
- ・大学等との連携や広域連携の推進
神戸大学・兵庫県立大学との研究機器相互利活用の推進。関西広域産業共創プラットフォーム事業を通じた広域的な課題解決と、関西広域連合内公設試間の連携を推進

ウ 健康科学研究所

- ・共同研究の推進
神戸大学・兵庫県立大学等との共同研究を推進

エ 福祉のまちづくり研究所

- ・産学官連携による共同研究の推進
大学や企業と積極的に連携し、現場で本当に役立つ福祉機器を開発

③ 効率的、効果的な経営手法

外部資金の積極的な活用、業務に関する目標の設定、評価システムの推進等、効率的・効果的な運営手法を徹底

ア 農林水産技術総合センター

- ・技術開発の推進
試験研究の推進による技術の開発
- ・外部資金の獲得
産学官連携プロジェクトや企業との共同研究等により外部資金の獲得を推進
- ・知的財産の創出と管理及び有効活用の推進
研究段階から知的財産の積極的創出に努めるとともに、普及・行政と連携して有効活用を推進

イ 工業技術センター

- ・適切な収入の確保
機器利用やテクノトライアル事業、共同・受託研究による収入の確保
- ・外部資金の獲得
オープンイノベーション型研究開発や分野横断的研究を推進するため、科学研究費助成事業（日本学術振興会）等の外部研究資金の獲得を推進

ウ 健康科学研究所

- ・外部資金の獲得
受託研究および共同研究等による外部資金を積極的に獲得

エ 福祉のまちづくり研究所

- ・外部資金の獲得
受託研究および共同研究等による外部資金を積極的に獲得

【主な取組の工程表（R8～R10）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R8 年度	R9 年度	R10 年度
○試験研究機関の効率的・効果的な運営	各機関の中期事業計画に基づく取組を推進		

(5) 県営住宅事業

[県政改革方針]

① 県営住宅管理戸数の適正化

計画的に建替を行うとともに、集約・用途廃止を加速化し、管理戸数の適正化を図る。

② 県営住宅ストックの有効活用

耐震化やバリアフリー化、計画的な修繕による建物の長寿命化を推進するとともに、駐車区画数の適正化や入居率の向上を図るなど、県営住宅ストックを有効活用する。

③ 経営の効率化

入居率向上等による使用料収入の確保、民間活力を活用した効率的な管理運営、PFI を活用した建替事業の検討など、経営の効率化を推進する。

④ 新たな施策展開

福祉施策との連携、建替事業における市町との連携、子育て世帯の入居促進など、多様な需要に対応した施策を展開する。

(具体的な取組内容（令和8年度）)

① 県営住宅管理戸数の適正化

計画的に建替を行うとともに、集約・用途廃止を加速化し、管理戸数の適正化を図る。

ア 計画的な建替事業の推進

入居者の移転が効率的かつ円滑に進むように、計画的に建替事業を推進する。

[令和8年度]

区分	内容
実施箇所	白川台住宅 ほか

イ 集約の加速化

移転先住戸の改修や団地内集約を進め、集約事業を加速化する。

[令和8年度]

区分	内容
実施箇所	洲本下内膳鉄筋 ほか

② 県営住宅ストックの有効活用

耐震化やバリアフリー化、計画的な修繕による建物の長寿命化を推進するとともに、駐車区画数の適正化や入居率の向上を図るなど、県営住宅ストックを有効活用する。

ア 耐震化の推進

令和12年度に耐震化率おおむね100%を目標として、耐震上課題のある高層住宅について、耐震改修工事を推進する。

[令和8年度]

区分	内容
耐震化率	目標 97%
実施箇所	西宮笠屋高層住宅

イ バリアフリー化の推進

令和 12 年度にバリアフリー化率 80%を目標として、長期活用する中層住宅について、住戸及び共用部分への手すりやエレベーター設置等を推進する。

[令和 8 年度]

区分	内容
バリアフリー化率	目標 77%
実施箇所	加古川西鉄筋住宅

ウ 計画的な修繕の実施

限られた予算の中で県営住宅の効率的な整備を進めるため、予防保全的で計画的な修繕の実施により、建物の長寿命化を推進する。

[令和 8 年度]

区分	内容
実施箇所	上郡播磨科学公園都市高層住宅 ほか

エ 社会的課題への迅速な対応

住宅に困窮する特定妊産婦や就職氷河期若中年単身者、ウクライナからの避難民などに県営住宅を提供するほか、福祉部局等と連携した取組を行う。

また、空き住戸や集会所を活用し、民間事業者と連携しながら、フレイル予防、自立支援、リハビリ実施、介護予防等の高齢者支援やこども食堂等の子育て支援を促進する。

オ 駐車場設置の適正化・管理の効率化

駐車場の附置義務の見直しを市町に働きかけるとともに、空き区画について時間貸しや月極駐車場として入居者以外の周辺住民等に対する貸出しを推進する。

カ 入居率の向上

令和 12 年度の入居率 90%を目標に、毎月募集や人気住宅の空き期間の短縮化等迅速な募集に加え、若年世帯の入居を促進するほか、指定管理者と連携したホームページ広報の充実、オープンハウスの拡充等の情報発信の強化等入居率向上への取組を推進する。

③ 経営の効率化

入居率向上等による使用料収入の確保、民間活力を活用した効率的な管理運営、PFI を活用した建替事業の検討など、経営の効率化を推進する。

ア 使用料収入の確保

入居率を向上させ、使用料収入の増大を目指すとともに、債権管理目標の達成に向けて、家賃収納対策を実施する。

[令和 8 年度]

区分	内容
家賃収納対策	・ 県営住宅使用料の口座振替制度の促進 ・ 生活保護世帯に対する代理納付制度の活用 ・ 年 10 回の夜間督促 等

イ 民間活力による効率的な管理の推進

令和6年度、それまで非公募であった北播磨地区ほか4地区について指定管理者の公募を実施

引き続き、全ての県営住宅において民間活力を活用した効率的な管理運営を行う。

[令和8年度]

区分	内容
公募による 管理地区	神戸市（西区・明舞地区を除く）、 神戸市西区・明舞地区、阪神南地区、 阪神北地区、東播磨地区、中播磨地区、 北播磨地区、西播磨地区、 但馬地区、丹波地区、淡路地区

ウ 資産の有効活用の推進

県営青木団地において、県営住宅初のPFIを活用した建替事業を実施し、発生する余剰地の有効活用を図り地域活性化を推進する。

④ 新たな施策展開

- ・建替・集約事業における市町連携を進めるとともに、まちの魅力につながる県営住宅の活用方法を市町と協議する。
- ・県営住宅の移管については、毎年行っている意向調査を引き続き行い、移管を希望する市町があれば、移管協議を行う。
- ・子育て世帯や奨学金返済が負担となっている若年世帯の経済的負担の軽減を図るため、入居要件の緩和や優先入居の拡充、子育て世帯向けリノベーション等を引き続き実施する。

【主な取組の工程表（R8～R10）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R8年度	R9年度	R10年度
○県営住宅管理戸数の適正化の取組 (R12年度末目標：45,000戸)	45,850戸	45,700戸	45,550戸 →
○PFIを活用した建替事業の推進	・工事 (～R11年度)		・1次工区入居開始 →

(6) 教育施策（教育委員会所管）

[県政改革方針]

① 「ひょうご教育創造プラン」の推進

「第4期ひょうご教育創造プラン」に基づき、本県の教育が目指すべき方向性や今後取り組むべき様々な課題に対応した教育施策の推進を図る。

② 公立小・中学校

国の35人学級編制の段階的導入及び小学校4～6年生への教科担任制に伴う加配措置の動向等を踏まえ、「兵庫型学習システム」を推進する。

なお、さらなる少人数教育の充実については、課題となる定数改善や学校整備等を踏まえて引き続き検討する。

③ 県立高等学校

ア 「県立高等学校教育改革第三次実施計画」に基づき、これまで取り組んできた学びとともに新たな学びを推進できるよう、魅力と活力あるひょうごの高校づくりを推進する。

イ BYOD (Bring Your Own Device : 生徒自身で端末を用意し、学校・家庭での学習に活用すること) による1人1台端末環境での教育を展開できるICT環境整備を推進するとともに、「第Ⅱ期県立学校施設管理実施計画」に基づき、施設の長寿命化改修や空調設備の設置など、安全・安心な環境整備を推進する。

④ 県立特別支援学校

ア 「兵庫県特別支援教育第四次推進計画」及び「兵庫県立特別支援学校整備推進計画」に基づき、今後求められる特別支援教育を推進できるよう、学習支援、相談支援、学校間連携などに取り組む。

イ 児童生徒数の動向など地域の実情を考慮しながら、教育環境の整備に取り組む。

(具体的な取組内容（令和8年度）)

① 第4期「ひょうご教育創造プラン」の推進

現行プランの基本理念「兵庫が育むところ豊かで自立する人づくり」や重点テーマ - 「『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力」の育成- に沿って策定した、令和8年度実施計画に基づき、取組を推進

② 公立小・中学校

基本的な学習習慣の確立や基礎的な学力の定着を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現、カリキュラム・マネジメントの確立を通して、児童生徒の学力の向上を推進

また、国の35人学級編制の段階的導入及び小学校4～6年生への教科担任制を踏まえ、よりきめ細かな指導を行う「兵庫型学習システム」を推進

③ 県立高等学校

ア 魅力と活力ある高校づくりの推進

(7) 「県立高等学校教育改革第三次実施計画」の推進

社会経済情勢の変化、地域社会や産業界のニーズを踏まえつつ、県立高等学校の更なる魅力・特色づくりを推進

(1) 県立高校魅力アップ推進事業

各校が定めた教育目標に基づき、日々の教育活動の中で創意工夫に努め、「学びたいことが学べる学校づくり」を一層推進するため、全県立高等学校の特色ある取組を支援

イ 教育環境整備の推進

(7) ICT等の学習基盤の整備

BYODによる1人1台端末等が最大限活用できるICT環境の整備を推進し、全ての県立学校において、授業、生徒指導、校務など、学校教育のあらゆる場面でICT活用の日常化を推進

(1) 安全・安心な教育環境整備の推進

「第Ⅱ期県立学校施設管理実施計画」に基づき、長寿命化改修等を計画的に実施するとともに、体育館、特別教室や選択教室、食堂への空調設備の設置、発展的統合に伴う講義棟等の環境改善、学校の状況や特色に応じた緊急修繕等を集中的に実施

(7) 各校の状況や特色に応じた環境整備の推進

授業や部活動で使用する用具・備品、学校の状況や特色に応じた整備を実施

④ 県立特別支援学校

ア 「兵庫県特別支援教育第四次推進計画」の推進

(7) 連続性のある多様な学びの場における教育の充実

障害のある児童生徒等が合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や支援を受けられる体制を充実するとともに、交流及び共同学習、自立と社会参加に向けた主体的な取組への支援等、一人一人の教育的ニーズに応じた多様で柔軟な仕組みを整備

(1) 連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実

障害のある児童生徒等が、就学前から在学中、卒業後も切れ目なく一貫した支援を受けられるよう、特別支援学校を核としたネットワークの活用や、市町教育委員会、保健・福祉・医療・労働等の関係機関、地域住民との連携を推進

イ 「兵庫県立特別支援学校整備推進計画」の推進

(7) 地域の実情に応じた特別支援学校の整備等の推進

県立知的障害特別支援学校の狭隘化や施設の老朽化対策、兵庫型インクルーシブな学校運営モデルの構築に向け、県立特別支援学校の教育環境整備を推進

(イ) 東播磨地域の特別支援学校の狭隘化対策、老朽化対策の推進

東播磨地域の知的障害特別支援学校在籍児童生徒の増加に対応するため、かこがわ清流特別支援学校を開校するとともに、いなみ野特別支援学校の建替及び東はりま特別支援学校の校舎増築による狭隘化対策を推進

(ウ) 但馬地域の特別支援学校の発展的統合の推進

但馬地域の聴覚障害教育の機能充実及び知的障害との一貫した支援体制の充実を図るため、豊岡聴覚特別支援学校と出石特別支援学校の発展的統合に向けた整備を推進

(エ) 北播磨地域の特別支援学校の狭隘化対策の推進

北播磨地域の知的障害特別支援学校在籍児童生徒の増加に対応するため、旧市立学校施設を活用した北はりま特別支援学校の分校を設置

【主な取組の工程表 (R8～R10)】

取組内容	今後の予定 (工程)		
	R8 年度	R9 年度	R10 年度
○魅力と活力ある高校づくりの推進	第三次実施計画に基づく改革の推進 →		
○教育環境整備の推進	第Ⅱ期実施計画等に基づく整備の推進 →		

2 収入の確保

(1) 県税

[県政改革方針]

① 県税収入の確保

県財政の歳入の基盤となる県税収入の確保を推進する。

② 税収確保対策の推進

ア 徴収歩合が全国平均を上回ることを基本とし、収入未済額の更なる縮減に向け、税収確保対策を推進する。

イ 県と市町との連携を推進するとともに、課税調査、滞納対策、不正軽油対策、納税環境の整備等の取組を強化する。

(具体的な取組内容（令和8年度）)

① 県税収入の確保

県財政の歳入の基盤となる県税収入を確保するため、徴収歩合が全国平均を上回ることを基本とし、収入未済額の更なる縮減に向け、税収確保対策を推進する。

[県税収入額]

(単位：百万円)

区 分	R7 ①	R8 ②	増減 ③(②-①)	前年度比 ②/①
県 税	998,200	1,032,700	34,500	103.5
法人関係税	316,739	338,820	22,081	107.0
個人関係税	263,334	277,223	13,889	105.3
地方消費税	282,720	310,232	27,512	109.7
その他の税	135,407	106,425	▲28,982	78.6

※県税：県税と特別法人事業譲与税（当初予算）

[徴収歩合]

(単位：%)

区 分	R7 ①	R8 ②	増減 ②-①
兵 庫 県①	(99.3) 99.2	(99.3) 99.2	(±0.0) ±0.0
全国平均②	99.1	99.2	+0.1
①-②	(+0.2) +0.1	(+0.1) ±0.0	(▲0.1) ▲0.1

※兵 庫 県：当初予算における数値

※全国平均：地方財政計画等を参考に算定した当初予算における試算値

※括弧書きは特殊要因（不正軽油脱税事件）除きの数値

[収入未済額]

(単位：百万円)

区 分	R7 ①	R8 ②	増減 ③(②-①)	前年度比 ②/①
収入未済額	(5,509) 6,662	(5,348) 6,441	(▲161) ▲221	(97.0) 96.7

※当初予算における数値

※括弧書きは特殊要因（不正軽油脱税事件）除きの数値

② 税収確保対策の推進

ア 個人県民税の滞納対策の強化

個人住民税特別対策官を中心に、徴収に関する技術支援及び情報提供を行う等、引き続き市町の徴収能力向上を支援するとともに、特別徴収を推進する。

<支援内容>

- ・市町間連携を推進するため、市町間併任を実施する市町に徴収技術の助言等の後方支援を実施
- ・県税事務所による市町職員の搜索事案への参画など、県税事務所と市町が連携した市町の徴収技術向上を支援する取組を推進
- ・法律解釈や徴収技術に関する質問・相談への対応や、インターネット上で閲覧可能な県・市町情報共有掲示板で徴収事例を紹介するなど、徴収業務に係る情報提供機会を充実

イ 課税調査の推進

課税客体の実態捕捉のための現地調査や書面調査などの課税調査を着実に実施する。

区分	主な内容
法人事業税	・外形標準課税対象法人を対象とした精密調査・書面調査
個人事業税	・課税対象となる事業者の現地調査・書面調査
不動産取得税	・未登記不動産、大規模不動産の調査

ウ 滞納対策の推進

財産搜索、タイヤロック前提交渉、インターネット等を活用した公売を実施する。

区分	主な内容
全般	・インターネットによる公売等、滞納処分を計画的に推進
個別	<ul style="list-style-type: none"> ・悪質な滞納者に対し、財産の搜索やタイヤロックによる自動車の差押え等を実施 ・自動車税種別割や個人事業税の滞納分に対し、全県一斉催告（合計年8回） ・ショートメッセージサービスによる催告や預貯金の電子照会などの業務効率化ツールを活用し、早期の滞納整理を推進 ・自動車税種別割の抹消・移転分の滞納長期化防止のため、現年分より滞納処分を実施 ・高額滞納者について進行管理等を徹底し徴収を強化

エ 不正軽油対策の推進

軽油抜取調査や帳簿調査を行い、悪質な者には告発等を見据えた犯則調査に移行する。

- ・販売業者等への重点調査を実施
- ・近畿府県と連携して抜取調査強化月間を設ける等、関係機関と協力して不正軽油製造販売業者等の摘発を推進

オ 納税環境の整備

電子申告の利用促進を図るとともに、スマートフォン決済アプリやクレジットカード、インターネットバンキングなどの各種納税方法について、県ホームページや納税通知書へのチラシ同封などを通じた広報を実施する。

【主な取組の工程表（R8～R10）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R8年度	R9年度	R10年度
○徴収歩合の向上に向けた取組	税収強化対策本部を設置（毎年度・毎月実施）		→
○収入未済額の縮減に向けた取組	計画策定	→取組実施→検証（毎年度実施）	→

(2) 課税自主権

[県政改革方針]

① 超過課税

法人県民税超過課税、法人事業税超過課税及び県民緑税等の超過課税については、充当事業を効果的に実施するとともに、税収動向や充当事業の実績、効果の検証を踏まえ、適時見直しを行う。

また、社会経済情勢や県民ニーズ等の変化を踏まえ、充当事業の実績と効果を検証の上、今後の計画の必要性を検討する。

② 法定外税等

地域が抱える政策課題に対応するための財源確保や政策誘導の手段として、課税自主権の活用の可能性が拡大するよう国に対し提言しつつ、その活用を検討する。

(具体的な取組内容（令和8年度）)

① 法人県民税超過課税

<第11期分超過課税の概要>

ア 超過税率：法人税額の0.8%（標準税率1.0%に上乘せ）

イ 適用期間：令和6年10月1日から令和11年9月30日までに開始する各事業年度分

ウ 対象法人：資本金等の額が1億円超、又は法人税額が2千万円超の法人

エ 税収見込：195億円程度

(計画額・収入額)

(単位：億円)

区 分	R7	R8	R9	R10	R11	R12	計
計画額	19	39	39	39	39	20	195
収入額(※)	25	49					

※R7：2月補正、R8：当初予算

オ 充当事業

区 分	事 業 名
勤労者の能力向上と労働環境の整備への支援	<p><勤労者の能力向上> (拡)おためし企業体験事業、(拡)高校生の県内就職促進事業、(新)県外からの転職者確保支援事業、(新)大学生向けWLB認定企業の魅力発信強化事業、理工系人材獲得促進事業、地域公共交通事業者の資格取得支援、障害者雇用促進事業、起業家支援事業、(拡)起業プラザ設置運営事業、若者起業人材育成事業、ひょうご女性再就業応援プログラム、事業継続支援事業、(拡)ひょうごオープンイノベーション推進事業 ほか8事業</p> <p><勤労者の労働環境の整備> 商工会・商工会議所体制整備事業、労働環境対策事業、(拡)外国人材就職・定着支援事業、(拡)観光地域づくり人材育成事業、不妊治療先進医療助成等支援、企業におけるがん検診受診促進事業 ほか11事業</p> <p><仕事と生活の調和の取組支援> ひょうご仕事と生活センター事業、ひょうごケアアシスタント事業、県内企業等人材確保支援事業(奨学金返済支援)、(新)私立学校等教員確保支援事業 ほか2事業</p>
子育てと仕事の両立支援	多子世帯保育料軽減事業、乳幼児子育て応援事業、認定こども園整備等促進事業 ほか3事業
子育て世帯への支援	こども医療費助成事業

② 法人事業税超過課税

<第11期分超過課税の概要>

ア 超過税率：標準税率の1.05倍

※ 1.05倍は、法人事業税と特別法人事業税を合わせた場合の倍率

イ 適用期間：令和8年3月12日から令和13年3月11日までに終了する各事業年度分

ウ 対象法人：次のいずれかに該当する法人

(ア) 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

(イ) 課税標準となる所得が年7千万円を超える法人

(ウ) 課税標準となる収入金額が年5.6億円を超える法人

エ 税収見込：550億円程度

(計画額・収入額)

(単位：億円)

区分	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	計
計画額	34	106	110	110	111	76	3	550
収入額(※)	46	117						

※R7：2月補正、R8：当初予算

オ 充当事業

区分	事業概要
経済・雇用の新展開	<ul style="list-style-type: none"> 産業構造改革と新事業展開の促進 デジタル化とイノベーションの推進 人材育成と確保の強化
兵庫を牽引する新たな産業の創出	<ul style="list-style-type: none"> 成長産業の育成 スタートアップエコシステムの形成 科学技術基盤を活用した技術革新支援
中小企業の経営基盤の強化・持続的な発展	<ul style="list-style-type: none"> DX等による生産性の向上 新事業展開や海外展開等を通じた経営の持続性向上 地場産業の競争力強化 国内外からの誘客の促進
地域経済を支える人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> 人への投資の促進 多様な人材の確保 誰もが生き生きと働ける環境づくり
産業立地基盤整備・防災力の強化	<ul style="list-style-type: none"> 交通・物流インフラの強化 防災力の強化

③ 県民緑税

<第5期分超過課税の概要>

ア 超過税率

(ア) 個人：800円（均等割の標準税率1,000円に上乘せ）

(イ) 法人：標準税率の均等割額の10%相当額

イ 適用期間

(ア) 個人：令和8年度～令和12年度分

(イ) 法人：令和8年4月1日から令和13年3月31日までに開始する各事業年度分

ウ 対象

(ア) 個人：1月1日現在で県内に住所等を有する人

（一定の所得基準を下回る等により均等割が課税されない人は対象外）

(イ) 法人：県内に事務所、事業所等を有する法人等

エ 税収見込：125 億円程度

(計画額・収入額)

(単位：億円)

区 分	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	計
計画額	18	25	25	25	25	6	1	125
収入額(※)	20							

※R8：当初予算

オ 充当事業

区 分	事 業 名 等
災害に強い森づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・(新)流域の森整備 ・野生動物共生林整備 ・都市山防災林整備 ・里山防災林整備 ・住民参画型森林整備
県民まちなみ緑化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・一般緑化 ・校庭、ひろば、駐車場の芝生化 ・建築物の屋上・壁面緑化 ・駅前やシンボルロードでデザイン性の高い花壇を整備 ・都心緑化*

※ 令和8年度から、高質な緑化に対して補助率・補助上限額など一部拡充

④ 法定外税

ア 国への提言

地域が抱える政策課題に対応するための財源確保や政策誘導の手段として、法定外税をはじめとして、超過課税、わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）など、課税自主権の拡大について国に提言を実施

イ 課税自主権の活用の可能性の検討

国への提言の結果を踏まえ、課税自主権の活用の可能性を検討

【主な取組の工程表（R8～R10）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R8 年度	R9 年度	R10 年度
○超過課税充当事業の見直し		充当事業の適時見直し	→
○次期計画の必要性検討			→ 法人県民税超過課税に係る次期計画の必要性検討

(3) 諸収入

[県政改革方針]

① 使用料・手数料

社会経済情勢の変化や利用者の利便性向上、受益と負担の適正化等の観点から使用料・手数料の適正化を図る。

② ネーミングライツ

対象施設の拡大や企画提案型募集、イベントスポンサーの募集等により、ネーミングライツの導入を拡充・促進する。

③ 広告収入

県施設や広報紙、ホームページなど有形無形の資産について、広告媒体として積極的に活用し、広告収入を確保する。

④ ふるさと納税・寄附等

ア 個人からの寄附（ふるさとひょうご寄附金等）

寄附者の共感と賛同を得て寄附を集める魅力ある事業を検討するとともに、本県ならではの魅力的な返礼品の充実、効果的な広報・PRを展開する。

イ 企業等からの寄附（企業版ふるさと納税等）

企業に兵庫県の地域創生の取組への参画を促す魅力ある対象事業を充実させるとともに、本県にゆかりのある企業等への積極的な営業活動を展開する。

(具体的な取組内容（令和8年度）)

① 使用料・手数料

以下の使用料・手数料等について、設定や見直しを実施

ア 使用料・手数料の設定

兵庫津ミュージアム使用料、地域限定保育士試験手数料等、工業技術センター機械器具使用料、マンションの再生等の円滑化に関する法律に関する手数料

イ 使用料・手数料の見直し

サービス付き高齢者向け住宅事業登録手数料、工業技術センター機械器具使用料、工業技術センター試験手数料、金属くず営業手数料

ウ 収入証紙の廃止

収入証紙の代替手段として電子納付やキャッシュレス端末等の整備が進んだことから、これらの利用を一層促進することとし、収入証紙の廃止時期（令和9年度末予定）や経過措置を定めた条例の制定を検討

② ネーミングライツ

ア 対象施設・イベントの拡充

企業のニーズを的確に捉え、対象施設・イベントを拡充

※R7.12月末現在で、72施設19イベントが対象、21施設で契約

イ 積極的な営業活動の推進

施設近隣の企業や施設に関連のある企業、指定管理者等に対し、導入を引き続き提案

ウ 企画提案型募集の実施

特定の施設を対象にスポンサー募集を行う従来の「対象提示型」に加えて、事業者からの提案に応じて対象化を検討する「企画提案型」を引き続き実施

（実績2件：R7.12.31時点）

③ 広告収入

ア 広告収入による自主財源の確保

県庁舎や県民利便施設等への広告掲載や、デジタルサイネージ等の活用を実施

イ 企画提案型募集の実施

県があらかじめ指定した広告媒体だけでなく、企業等が導入を希望する対象を提案する企画提案型の手法を引き続き実施

④ ふるさと納税

ア ふるさとひょうご寄附金

(7) 魅力ある活用事業の検討

ふるさと納税の本来の趣旨を踏まえ、寄附者の共感と賛同を得て寄附を集めることができるよう、SDGs の取組を推進する事業など、魅力ある事業を推進

(1) 返礼品の充実の推進

魅力的な地場産品を積極的に採用するとともに、本県の観光資源等を活用できる旅行型返礼品の拡充

(ウ) PR の取組の推進

- ・各事業に関連する団体や個人への広報、イベント等と連携した PR 等を実施し、活用事業の魅力幅広く発信
- ・寄附活用実績に係るレポート等を充実させ、リピーターの確保を推進

(エ) 遺贈寄附の促進

- ・金融機関や弁護士会、専門事業者等と結成した「兵庫県遺贈寄附啓発コンソーシアム」と相互連携し、普及啓発等を促進

イ 企業版ふるさと納税

(7) 魅力ある事業の充実

企業の寄附ニーズを的確に捉えた地域創生に関する魅力的な事業を充実

(1) PR の取組の推進

本県とゆかりのある企業や事業に関連する企業等への積極的な営業活動を展開

--

【主な取組の工程表（R8～R10）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R8 年度	R9 年度	R10 年度
【使用料・手数料】 ○使用料・手数料の適正 ○収入証紙の廃止	社会経済情勢の変化等を踏まえ、 証紙廃止条 証紙廃止に関する 証紙の新規 例案の検討 広報・周知 販売終了	適宜見直し 証紙による収納終了 （収入証紙の完全廃止）	→
【ネーミングライツ】 ○契約施設の拡大	各種キャッシュレス決済の利用促 新たな手数料 進、証紙廃止後に向けた移行準備 に移行（R10 年度より完全移行）	料収納方法による事務 等	→
【ふるさとひょうご寄附金】 ○魅力ある活用事業の検討	ネーミングライツスポンサーの募集と 対象施設の拡充に向けた検討 等	等	→
【企業版ふるさと納税】 ○魅力ある活用事業の検討	寄附の募集、事業の検討 等	等	→
	寄附の募集、事業の検討 等	等	→

(4) 資金管理

[県政改革方針]

① 資金調達

市場環境や投資家ニーズを捉えた柔軟な起債運営により、安定的かつ低利な資金調達を推進するとともに、発行年限の多様化や SDGs 債の活用など、多様な調達手段を確保する。

② 資金運用

「兵庫県及び関連公社等資金運用方針」に基づき、歳計現金の収支状況に留意しつつ、保有する資金の安全かつ有利な運用を行うとともに、グループファイナンスの積極的な活用など、市場環境を踏まえた柔軟かつ機動的な資金運用を推進する。

(具体的な取組内容 (令和 8 年度))

① 資金調達

- ・金利の変動性が高まっていることを踏まえ、日銀の金融政策の動向を注視しつつ、市場環境や投資家ニーズを捉えた機動的・弾力的な起債運営により、安定的かつ低利な資金調達を推進
- ・投資家への個別 IR 活動を積極的に展開し、新規投資家の確保等による県債引受基盤の更なる強化を推進するとともに、発行年限の多様化等を通じ、多様な調達手段を確保
- ・SDGs の取組の一環として、グリーン化を推進する本県の施策を広く PR し、一層の機運醸成や施策の推進を図るとともに、県債の購入を通じた投資家の県政への参画を推進するため、SDGs 債（グリーンボンド）の発行を継続
 - ア 本県単独での機関投資家向け債券の発行
 - イ 地方団体（道府県等）と共同での機関投資家向け債券の発行
 - ウ 県内市町と共同での個人向け債券の発行

② 資金運用

- ・金融機関からの一時借入金利子を抑制することを基本とし、安全かつ有利な資金運用を推進
- ・債券運用については、金利動向、年限・銘柄等のバランス、SDGs の観点に留意しつつ計画的に実施
- ・果実運用型基金など、事業資金確保等の必要性があるものについては、長期の債券を優先的に充当

【主な取組の工程表 (R8～R10)】

取組内容	今後の予定 (工程)		
	R8 年度	R9 年度	R10 年度
○安定的かつ低利な資金調達の推進	市場環境	投資家ニーズを捉えた機動的かつ弾力的な起債運営の推進	→

(5) 債権管理

[県政改革方針]

各部局の債権管理委員会において、債権毎の債権管理計画に基づいた債権の回収・整理を推進し、収入未済額を縮減する。

(具体的な取組内容（令和8年度））

① 収入未済額の縮減に向けた取組の推進

令和6年度末の収入未済額が1千万円以上となっている債権を特定債権として指定し、令和7年度～9年度の3年間における個別の目標を設定した債権管理目標に基づき計画的な収入未済額の縮減を推進

【参考：過去の特定債権(13債権)の収入未済額と現年回収率の目標】（単位：百万円）

区分	R7～R9年度目標	R4～6年度目標	【参考】R6年度実績
収入未済額	7,372	8,177	8,114
現年回収率	99.3	99.2%	99.2%

[目標達成に向けた取組]

ア 目標達成に向けた取組の進行管理の実施

各部局の債権管理委員会において、債権管理目標の達成に向けた取組の推進、収入未済額縮減に有効な債権管理手法の検討を実施

イ 債権管理支援チームによる支援

債権所管課職員の専門的・法的知識の向上や徴収ノウハウの全庁共有を図るため、徴収実務経験のある講師等を招聘して研修会を開催するとともに日常的な相談助言を実施

ウ 徴収力の強化

県税との連携による徴収力強化(強制徴収公債権)、債権回収専門会社への外部委託(私債権)、施設使用許可の取消し及び物件公売、コンビニ収納の実施等により徴収力を強化

エ 債権放棄の実施

合理的方策を講じても、回収が困難である債権については、条例に基づいて債権を放棄
（参考：令和6年度債権放棄額 52,207千円）

② その他

新型コロナウイルス感染症や自然災害、サプライチェーンリスク等に伴う経営悪化により徴収猶予を行った貸付先の状況をきめ細かく情報収集し、滞りなく債権回収を推進するとともに、経営支援の充実等により、新たな収入未済額の発生を抑制

【主な取組の工程表（R8～R10）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R8年度	R9年度	R10年度
【特定債権の回収・整理】 収入未済額の縮減に向けた取組の推進 ○目標達成に向けた取組の進行管理の実施 R7～9の目標 → 実績取りまとめ・検証 → 取組 →		実績取りまとめ・検証 → 取組 →	実績取りまとめ・検証 → 実績検証・目標設定 → → 取組 →
R10～12の目標 ○債権管理支援チームによる支援等 随時実施 →			→

(6) 県有資産の活用

[県政改革方針]

① 長期保有土地の処理

「長期保有土地の処理に関する基本方針」の下、利活用や売却等計画的な処理と適正管理を推進する。

[処理の基本方針]

ア 庁内、公社等での利活用

イ 地元市町等への売却、譲渡、交換、貸付

ウ 県、市町等での利活用が見込めない用地は民間売却を基本

エ 山林のうち、直ちに利活用が見込めない場合は、県有環境林として当面の間適正管理

オ 地元市町から取得要請等があった用地は、市町と連携して利活用方策の検討を推進

② 県有環境林の適正管理

直ちに利活用が見込めない山林について、地元市町との連携の下、適正管理を図りつつ、利活用方策を検討する。

③ 地元市町と連携した利活用の推進

地元市町から取得要請等があった用地など、地元市町との連携を図ることとした用地は、地元市町と協議調整を積極的に進め、利活用方策の検討を推進する。

④ 公舎

公舎について、入居率の動向や地域性等を踏まえ、公舎間の相互利用を図りながら、必要な見直しを図るとともに、計画的な維持管理を適正に行う観点から、入居料の改定を行う。

(具体的な取組内容（令和8年度）)

① 長期保有土地の処理

長期保有土地の処理に関する基本方針の下、利活用や売却等計画的な処理と適正管理を推進

ア 庁内、公社等、地元市町等における利活用の推進

各部次長級で構成する「県有財産等活用推進会議」を活用し、庁舎横断的な利活用や市町等への売却、譲渡、貸付等を推進

イ 市に長期間貸付している土地の処分の推進

地元市との土地交換を含めた売却交渉を進めるとともに、民間への売却も検討

ウ 未利用地の有効活用及び販売促進の推進

(7) 未利用地の処分を促進するための支援制度

a 業務支援制度の実施

境界確定や登記等、用地売却に必要な業務について、専門的な知識と経験を有する土地開発公社等による業務支援を実施

b インセンティブ制度の実施

売却の促進が特に必要と認められる土地について、売却のための条件整備が整った時点で土地鑑定価格の一定割合をインセンティブ予算として部局に配分

(1) 民間売却等の推進

入札機会の最大限確保、市町広報紙、折込チラシ等の活用による広報の強化、物件所在地の宅建業者への情報提供の拡充、新たな売却物件の確保などにより民間売却処分を促進

また、次の取組による広報強化を図り、売却等を促進

a 空き家・空き地情報検索サイトの活用

不動産情報検索サイトに物件情報を掲載し、兵庫県への移住希望者等に対する広報を強化

b 金融機関や地元不動産業者等への物件情報の提供

金融機関や地元不動産業者、産業団地の立地企業等への物件情報の提供により、土地を探している個人や企業とのマッチングを実施

c 専門家の意見を踏まえた利活用方法の検討

宅建業協会、全日本不動産協会、不動産鑑定士等の専門家から意見を求め、効果的な売却手法や定期借地の可能性等の利活用方法を検討

② 県有環境林の適正管理

直ちに利活用が見込めない山林について、地元市町との連携の下、適正管理を図りつつ、利活用方策を検討

③ 地元市町と連携した利活用方策検討の推進

地元市町から取得要請等あった用地など、地元市町と連携を図ることとした用地は、地元市町と協議調整を積極的に進め、利活用方策の検討を推進

ア 丹波篠山市小多田用地

市が文化財及び森づくり演習林としての利活用方策を検討、実施

イ 三田市酒井・畦倉用地

市と連携して、地元地区全体の活性化を含めた利活用方策を検討

ウ 丹波市柏原駅南用地

市や地域団体等と連携して、地元地区全体の活性化を含めた利活用方策を検討

④ 公舎

ア 職員公舎

入居率の動向等を勘案し、幹部用公舎との相互利用を促進しながら、適切に維持管理を実施

[見直し基準]

- ・業務上の必要性、地域性（民間住宅確保が困難等）から必要な公舎を存置
- ・入居率 50%未滿、または、築 47 年を超える公舎を廃止

区 分	H19	H30	R7 見込	
				今後廃止予定 3公舎除く
管理戸数（戸）	1,396	692	547	416
入居戸数（戸）	868	393	253	221
入 居 率（%）	62.2	56.8 (68.1)	46.3	53.1

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数、（ ）は、入居抑制を行っている公舎を除いた入居率

※3公舎（落合・和田山村中・洲本宇原（計 131 戸））は、耐用年数をもって廃止予定

イ 幹部用公舎

(ア) 入居率の動向や業務上の必要性等を勘案しながら適正に維持管理を実施

(イ) 石屋川、柏原松ノ本、洲本山手の空き部屋を職員公舎として活用し入居を促進

[見直し基準]

- ・業務上の必要性、地域性（民間住宅確保が困難等）から必要な公舎を存置
- ・入居率 50%未滿、または、築 47 年を超える公舎を廃止

区 分	H19	H30	R7 見込
管理戸数 (戸)	130	102	87
うち借上分	31	10	14
入居戸数 (戸)	103	85	55
入 居 率 (%)	79.2	83.3	63.2

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数

※H19の管理戸数・入居戸数には石屋川公舎1号棟を含む(H26職員公舎として16戸を移管済み)

ウ 事業用公舎

未入居の公舎は以下の基準等により廃止

- ・法定耐用年数経過：2年以上未入居で廃止
- ・法定耐用年数未経過：3年以上未入居で廃止

区 分		H19	H30	R7 見込
福祉部	管理戸数 (戸)	15	14	14
	入居戸数 (戸)	11	4	2
	入 居 率 (%)	71.3	28.6	14.3
農林水産部	管理戸数 (戸)	48	21	21
	入居戸数 (戸)	29	13	6
	入 居 率 (%)	60.4	61.9	28.6
土木部	管理戸数 (戸)	49	11	4
	入居戸数 (戸)	22	3	0
	入 居 率 (%)	44.9	27.3	0
計	管理戸数 (戸)	112	46	39
	入居戸数 (戸)	62	20	8
	入 居 率 (%)	55.4	43.5	20.5

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数

※土木部管理公舎4戸のうち、2戸は廃止手続中

エ 災害待機宿舎

発災初動時に迅速化かつ的確な対応を行うため、要員確保に必要な待機宿舎を存置するとともに、適正に維持管理を実施

区 分	H19	H30	R7 見込
管理戸数 (戸)	77	77	76
入居戸数 (戸)	71	62	56
入 居 率 (%)	92.2	80.5	73.7

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数

オ 病院局・企業庁事業用公舎

(ア) 病院局

- ・全て借上げの契約となっており、従業員の増減により借り上げ戸数を精査

(イ) 企業庁

未入居の公舎は以下の基準等により廃止

- ・法定耐用年数経過：2年以上未入居で廃止
- ・法定耐用年数未経過：3年以上未入居で廃止

区 分		H19	H30	R7 見込
病院局 (借上公舎含む)	管理戸数 (戸)	759	905	1,055
	うち借上げ分	403	870	1,055
	入居戸数 (戸)	421	747	870
	入 居 率 (%)	55.5	82.5	82.5
企業庁	管理戸数 (戸)	24	11	9
	入居戸数 (戸)	16	9	6
	入 居 率 (%)	66.7	81.8	66.7

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数

カ 教職員公舎

(ア) 行財政構造改革推進方策 (H20—H30) に基づき見直し、存置することとした 37 公舎 390 戸について、入居率の動向や業務上の必要性、民間住宅の確保が困難などの地域性等を勘案し、必要戸数の再検証を実施した結果、7 公舎 41 戸を存置し、適切な維持管理を実施

(イ) 入居料を改定し計画的な維持管理を適正に行う財源を確保

[見直し基準]

- ・業務上の必要性、地域性（民間住宅確保が困難等）から必要な公舎を存置
- ・法定耐用年数である築後 47 年を超える公舎を廃止

区 分	H19	H30	R7 見込	
				今後廃止予定 公舎除く
管理戸数 (戸)	1,000	470	436	41
入居戸数 (戸)	743	339	222	26
入 居 率 (%)	74.3	72.1	50.9	63.4

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数

(参考) 存置公舎
八鹿C、但馬農業、香住A、C、D、氷上C、上物部A

キ 教育委員会事業用公舎

(ア) 未入居の公舎は以下の基準等により廃止

- ・法定耐用年数経過：2 年以上未入居で廃止
- ・法定耐用年数未経過：3 年以上未入居で廃止

(イ) 入居料を改定し計画的な維持管理を適正に行う財源を確保

区 分	H19	H30	R7 見込
管理戸数 (戸)	64	18	7
うち借上分	0	1	0
入居戸数 (戸)	48	16	6
入 居 率 (%)	75.0	88.9	85.7

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数

ク 警察待機宿舎

大規模災害等発生時の初動措置に必要な待機宿舎について、施設の耐震性能、地域性及び入居率の動向等に基づく必要戸数の再検証の結果を踏まえ、必要性が低下したものを計画的に廃止

区 分	H19	H30	R7 見込
管理戸数 (戸)	1,592	1,017	797
入居戸数 (戸)	1,046	570	235
入 居 率 (%)	65.7	56.0	29.5

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数

※待機宿舎には独身寮は含まない

【主な取組の工程表 (R8～R10)】

取組内容	今後の予定 (工程)		
	R8 年度	R9 年度	R10 年度
○未利用地の有効活用 及び販売促進の推進	R8 予算で実施	R9 予算で実施	R10 予算で実施
○民間売却等の推進			
【公舎】			
○教職員公舎	・ 存置公舎の適切な 維持管理の実施		
○警察待機宿舎	・ 他部局公舎の所管換 えに向けた調整 ・ 必要性が低下した宿 舎の廃止		

3 公営企業、公社等の運営

(1) 企業庁

[県政改革方針]

① 経営改革の推進

兵庫県企業庁経営戦略に基づき、経営環境の変化に応じた経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図る。

ア 経営状況の評価・検証

事業ごとに策定する投資・財政計画や評価指標等に基づき、中長期的な視点も含め、経営状況の評価・検証を行う。

イ 経営情報の透明性向上

資産評価の適正化や財務情報の適切な提供など情報の透明性の向上を図る。

② 地域整備事業

ア 会計の抜本的見直し

- ・ 地域整備事業の展開に区切りをつけることとし、企業債償還が完了し、主要な分譲事業が概ね進捗する令和 20 年度を目途に会計の収束を目指す。
- ・ 上記方針のもと、個別の資産および事業等の収束方針を明確にするとともに、検討すべき課題・論点の整理に向け、県全体の視点で取り組む。
- ・ 取り組むにあたり、地元関係者等との丁寧な調整も含め、慎重に議論を進める。

イ 個別事業の展開方策の検討

(ア) 淡路夢舞台

- ・ 大阪湾バイエリアの新たな展開を見据え、地域の活性化を牽引する拠点として淡路夢舞台を創造的に再生する。
- ・ ホテル等の企業庁資産及び公の施設群のうち、展望テラス並びに国際会議場については、維持管理・運営に民間活力を導入することとし、資産譲渡を進める。
- ・ その他の公の施設群については、管理運営を民間事業者へ委託（指定管理）することとし、民間事業者の創意工夫がより発揮されるような公募を実施する。
- ・ 資産譲渡及び指定管理の実施にあたっては、淡路夢舞台としての一体的な運用を確保するとともに、地域における公的意義に留意する。
- ・ いずれの施設においても、従業員の雇用の確保を基本に取組を進める。

(イ) 播磨科学公園都市

- ・ 県、地元市町、有識者等による協議会において、新たな都市のあり方について検討を進める。
- ・ 「まちびらき 30 周年（令和 9 年度）」を目途に、持続可能な都市運営に向けた基本的な方向性をとりまとめる。

ウ 企業債償還財源の確保

目前の資金ショートを回避するとともに、令和 11 年度以降の企業債償還のピークを見据えつつ、今後の資金不足対策を明らかにする。

(ア) 一般会計との貸借関係の整理（令和 11～15 年度）

- ・ 一般会計及び地域整備事業会計の資金状況を見極めつつ、着実に整理を進める。
- ・ 企業会計から一般会計への貸付残高：200 億円（令和 6 年度末時点）

(イ) 進捗調整地の活用・処分（～令和9年度）

財源確保をはじめ公益性の発揮等の視点を踏まえつつ、県全体の視点から活用・処分の方策を検討する。

- ・ 具体的な活用が見込める土地については、事業による公益的な意義や収支見込のほか、地元の意向も踏まえ、産業団地化を進める。
- ・ 具体的な活用が見込めない土地で過去の取得経緯に鑑みて、「土地開発公社による先行取得状態が継続している」と評価できるものについては、交付税措置のある有利な地方債（地域活性化事業債）を活用のうえ、県有環境林として簿価で移管する。
- ・ 播磨科学公園都市については、「新たな都市のあり方検討」作業に併せて検討する。

<進捗調整地の地区と具体的な方向性>

地区	具体的な方向性
ひょうご情報公園都市第2期エリア	立地ニーズが高く、民間開発の意向もある。雇用、税収等の地域活性化への貢献が見込まれ、地元の意向も強い。公民連携（県・市・民間）による産業団地化を進める。
ひょうご情報公園都市第2期エリア外	過去の取得経緯等に鑑み、県有環境林として簿価で移管する。 ※知事部局からの依頼に基づき土地開発公社が先行取得し、その後企業庁が簿価で買い戻した経緯を踏まえると、公社による先行取得状態が継続していると評価できる。
矢野・小犬丸地区	
播磨科学公園都市第2、3工区	時価評価の上、当面の間事業用地として保有。新たな都市のあり方についての検討結果を踏まえて、活用・処分方策を定める。

(ウ) 企業庁他会計からの資金融通（令和11～15年度）

地域整備事業会計の資金状況を踏まえつつ、企業資産運用事業会計等から余剰資金を融通する。

(エ) 保有資産の整理

令和20年度の会計の収束も視野に入れ、それぞれの事業の特性に応じ順次資産の整理等を進める。

(具体的な取組内容（令和8年度）)

① 経営改革の推進

ア 経営状況の評価・検証

外部委員によって構成する企業庁経営評価委員会において、投資・財政計画等の進捗状況や各事業の経営状況の評価を行う。

イ 経営情報の透明性向上

適切な指標のもとに経営の実態を正確に把握するとともに、企業庁経営評価委員会における経営評価の状況等を、県民にわかりやすい形で公開する。

② 地域整備事業

ア 会計の抜本的見直し

個別資産・事業等の収束方針の明確化を図るとともに、会計収束を見据えた対応を進める。

イ 個別事業の展開方策の検討

(7) 淡路夢舞台

「淡路夢舞台 創造的再生の基本方針（令和7年12月策定）」に基づき、ホテル等の企業庁保有資産の民間への譲渡や、夢舞台全体の一体的運用に向けた取組を進める。

(イ) 播磨科学公園都市

持続可能な都市運営に向けた基本的な方向性について、播磨科学公園都市のあり方検討協議会にて、検討を進め、中間とりまとめを行う。

ウ 企業債償還財源の確保

(ア) 進捗調整地の活用・処分

- ・ ひょうご情報公園都市第2期エリアについて、公民連携（県・市・民間）による産業団地化を進める。
- ・ ひょうご情報公園都市第2期エリア外の一部(約 45ha)について、令和7年度に引き続き、県有環境林として簿価で移管する。

(イ) 保有資産の整理

令和20年度の会計の収束も視野に入れ、それぞれの事業の特性に応じ順次資産の整理等を進める。

<資金不足額対策スケジュール>

単位：億円

項目	スケジュール							計
	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11～15年度	R16～20年度	
企業債償還額	51	37	95	7	147	356	65	758
一般会計との貸借関係の整理						200		200
進捗調整地の活用処分								
ひょうご情報公園都市第2期エリア					16※			16
			※参考値：健全化法上で算出する未売出土地収入見込額					
ひょうご情報公園都市第2期エリア外		81	73	34				188
矢野小犬丸地区	88							88
播磨科学公園都市第2・3工区	新たな都市のあり方検討作業後算出							-
企業庁他会計からの資金融通						60		60
対策額計	88	81	73	34	16	260	-	552(見込)
対策後 資金残高	150	179	152	163	18	▲138	▲429	
保有資産の整理	・事業の特性に応じ、順次調整。 <対象資産> □貸付中の土地(218億円)(R4末245億円+R5,6対策済27億円) □保有施設等(156億円)+維持コスト削減(126億円) □有価証券等(88億円)							(588)

【主な取組の工程表（R8～R10）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R8 年度	R9 年度	R10 年度
①経営改革の推進		投資・財政計画等の評価・検証	→
②地域整備事業			
ア 会計の抜本的見直し	・個別資産・事業等の収束方針の検討 ・会計収束を見据えた対応を進める		→
イ 個別事業の展開方策の検討			
(7) 淡路夢舞台	新たな運営体制に向けた取組等 (事業者の公募・選定)	→	新たな運営体制での事業推進
(イ) 播磨科学公園都市	→ 協議会を年2回程度開催 ・未来志向のまちづくり (新たな方向性を検討) ・持続可能な都市運営 (課題への対応、取組を検討)	→	持続可能な都市運営に向けた基本的な方向性をとりまとめ
ウ 企業債償還財源の確保			
(7) 一般会計との貸借関係の整理	地域整備事業会計の	資金残高を踏まえ、順次解消予定 (R11～15)	→
(イ) 進度調整地の活用・処分			
ひょうご情報公園都市第2期エリア		公民連携（県・市・民間）による産業団地化	→
ひょうご情報公園都市第2期エリア外	(約45ha) ※R7年度に50ha整理済	簿価で県有環境林として移管 (約20ha)	
矢野・小犬丸地区	※R6年度に整理済		
(7) 企業庁他会計からの資金融通	地域整備事業会計の	資金残高を踏まえ、順次解消予定 (R11～15)	→
(エ) 保有資産の整理		事業の特性に応じ、順次調整	→

(2) 病院局

[県政改革方針]

① 経営改革の推進

第5次病院構造改革推進方策に基づき、DPC 対応力強化や適切な診療報酬請求、新規患者の受入推進等による収益確保策を推進するとともに、物価上昇等により増加するコストの節減に努め、経常赤字の縮減を図る。

また、圏域ごとの医療需要を考慮した上で、適切な役割を果たすための抜本的な経営改革を検討・実施する。

② 医療の質の更なる向上

ア 診療機能の高度化

必要な医療機器の整備や診療機能・体制の拡充等により、診療機能の高度化を推進する。

イ 機能分化・連携強化

進行中の統合再編・建替整備を着実に推進し、高度専門・特殊医療の更なる充実を図る。

各病院が担うべき役割や機能を明確にし、必要に応じた診療機能の最適化や関係機関との連携強化を推進する。

ウ 平時を含む新興感染症等への対応

兵庫県感染症予防計画を踏まえ、新興感染症流行時に医療を必要とする全ての県民が必要な医療を受けられるよう、重症患者等への重点化を基本とした役割の確実な遂行に取り組む。

③ 運営基盤の強化

医師に対する時間外労働上限規制の適用を踏まえ、働き方改革を進めながら、政策医療の安定的かつ継続的な提供、診療機能の高度化等に対応するため、医師確保対策、看護師確保対策の取組を推進する。

(具体的な取組内容（令和8年度）)

① 経営改革の推進

ア 令和8年度の経営計画

区分	R7 決見 ①	R8 当初 ②	増減 ② - ①
病床利用率	84.7%	87.9%	3.2%
経常損益	▲12,030 百万円	▲5,644 百万円	6,386 百万円
給与費比率	62.2%	58.4%	▲3.8%
材料費比率	35.2%	33.9%	▲1.3%
経費比率	20.5%	19.2%	▲1.3%

イ 抜本的な経営改革に係る取組

- 西宮総合医療センターの段階的オープンや病棟の一時休止、稼働状況に応じた職員配置の適正化等の費用削減策、診療報酬改定を踏まえた新たな加算の取得や新規患者の受入推進等の収益増加策など、県立病院経営対策委員会での議論を踏まえた収支改善策の着実な実施
- 適切な診療報酬請求や利用料金の適時適切な見直し等の収益確保策を推進
- 提供すべき医療機能に見合う人員配置の適正化や病院間 BM システムを活用した材料費の適正化、委託業務の仕様見直しによる経費削減等、各種コストの節減を実施
- クリニカルパスの推進や PFM 強化による在院日数の適正化等、DPC 対応力の強化による医療資源の効率化・均質化・標準化を実施
- 粒子線医療センターは、検討委員会からの提言を踏まえ、令和9年度末までに現地施設での治療を停止するとともに、県民の粒子線治療機会の確保策として、神戸陽子線センターの治療体制の拡充を実施

ウ 適正な設備投資・施設管理

- 県立病院に求められる医療機能を発揮するための必要性や採算性等を考慮し、計画的な設備投資を実施
- スケールメリットを活かした一括発注・保守など、調達・維持コストの縮減を実施

② 医療の質の更なる向上

ア 診療機能の高度化

- ・「兵庫県保健医療計画」や関連計画で定められた各病院の役割及び地域の医療連携体制を踏まえ、他の医療機関との役割分担・連携のもと、高度専門・特殊医療を提供
- ・投資の必要性や採算性、効果見込みの妥当性を見極め、診療機能・体制の拡充を実施

イ 機能分化・連携強化

- ・地域の医療需要や他の医療機関の状況等を踏まえ、県民から必要とされる高度専門・特殊医療を中心とする政策医療を的確に提供
- ・医師等の派遣やICTを活用した診療情報連携や遠隔医療、医療機器の共同利用等を実施し、他の医療機関や関係機関との連携強化を推進
- ・計画的な統合再編や建替整備の推進

病院名	種別（整備場所）	取組内容
西宮総合医療センター（西宮病院） ※西宮市立中央病院との統合	統合再編整備 （西宮市津門大塚町）	建設工事 ※令和8年7月1日開院予定
がんセンター ※建替整備	建替整備 （明石市北王子町）	建設工事 ※令和9年度開院予定

ウ 平時を含む新興感染症等への対応

- ・各病院が県と締結する協定に基づき、新興・再興感染症発生時の病床確保等のシミュレーションや医療人材の育成を推進
- ・各医療圏域における健康福祉推進協議会等への参画により、医療機関間の役割の明確化と連携強化を推進

③ 運営基盤の強化

ア 「医師の働き方改革」の推進

医師に対する時間外労働上限規制の適用を踏まえ、医師から他職種へのタスク・シフト/シェアや複数主治医制などの業務の平準化・効率化、ICTの活用による労務管理の徹底等、医師の時間外労働の縮減及び健康確保に向けた取組を更に推進

イ 医師確保対策の推進

優秀な若手医師の確保・育成及び地域偏在や特定診療科での医師不足に対応するため、県立病院群のスケールメリットを活かした研修制度や研修基盤の充実を図るとともに、医師修学資金制度の実施や医師にとって魅力的な環境整備等を推進

ウ 看護師確保対策の推進

診療機能の高度化や看護師の地域偏在に対応するため、看護師採用試験の環境整備や修学資金制度の実施等による安定的な看護師確保に取り組むとともに、キャリア支援や離職防止等のため、認定看護師養成派遣制度や他の県立病院への長期研修制度の実施など、魅力ある環境の整備を推進

エ コンプライアンスの推進

各種研修等の機会を捉え県立病院コンプライアンス指針の周知・徹底を図るなど、職員一人ひとりの意識向上の取組を推進

【主な取組の工程表（R8～R10）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R8年度	R9年度	R10年度
○経営改善等の取組			→
○県立病院の建替整備の取組	第5次病院構造改革推進方策に基づく取組の推進 （経営対策委員会で検討した収支改善策の着実な実施）		
	【西宮総合医療センター】 → 開院準備・開院 【がんセンター】		→
		建設工事・開院	→

(3) 流域下水道事業

[県政改革方針]

① 自立・安定的な経営の確保

「兵庫県流域下水道経営戦略」のもと、中長期的な視野に基づく計画的な経営を推進する。

② 持続可能な事業運営の推進

ア 施設更新・維持管理については、経営戦略等の計画を踏まえ、計画的・効率的に推進する。

イ 国提案や下水道協会要望などの機会を最大限に活用した要望活動の継続的な実施により、必要な予算の確保につなげる。

(具体的な取組内容（令和8年度）)

① 自立・安定的な経営の確保

経営戦略の中心となる「投資・財政計画」について、事業年度終了後ごとに進捗状況を管理する。

② 持続可能な事業運営の推進

ア 施設更新・維持管理の実施

(7) 施設更新

「ひょうごインフラ・メンテナンス 10 箇年計画」に基づき、経過年数や劣化の状況を踏まえ、必要性・緊急性の高い施設から計画的かつ最新技術を活用した施設更新を行うとともに、施設の長寿命化を推進する。併せて、地震時の機能停止リスクの低減を実施する。

[令和8年度の計画（主な工事）]： $\left(\begin{array}{ll} \text{武庫川下流} & \text{3号雨水ポンプ長寿命化工事} \\ \text{加古川上流} & \text{重力濃縮設備改築工事} \end{array} \right)$

(1) 維持管理

省エネ機器の導入により電力使用量等の削減を進め、運営のさらなる効率化を図る。

[令和8年度の計画（主な導入機器）：LED照明（加古川上流 他）]

イ 要望活動の継続的な実施

国提案（夏・冬）や、日本下水道協会定時総会・下水道事業促進全国大会の開催に合わせた要望活動を実施する。

【主な取組の工程表（R8～R10）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R8年度	R9年度	R10年度
○持続可能な事業運営の推進	・年度毎の施設更新・設備導入について計画的に実施 ・国提案や下水道協会の要望活動の継続的な実施		

(4) 公社等

[県政改革方針]

① 公社等のあり方の見直し

各団体の改革の基本方向は別紙のとおりとする。

なお、今後も社会経済情勢の変化や県民ニーズ、民間活力の積極的活用や民間との役割分担を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

ア ひょうご農林機構の分収造林事業の今後のあり方

(ア) 新たな森林管理スキーム

現行の事業スキームによる分収造林事業は事実上破綻しており、事業からの撤退後も引き続き分収林を適正管理するため、分収林契約から早期に新たな森林管理スキーム(民間経営または公的管理)に移行する。

a 新たな森林整備手法

分収林を収益性や森林の状態から、伐採林、保育林、自然林に区分し、それぞれに見合った手法及び財源により森林整備を進めるとともに、特に、伐採収益が期待できない森林(保育林)は、公益的機能が高く管理コストが低い針広混交林に誘導する。

b 新たな森林管理主体

森林法に基づき林業事業者が管理主体となる「森林経営計画制度」と、森林経営管理法に基づき市町が管理主体となる「森林経営管理制度」を2軸とした森林管理を進める。

特に、市町管理となる森林経営管理制度は、人材面、財政面から市町業務の負担となっていることを踏まえ、県が主体的に関与し、森林経営管理制度の業務を相談・受託できる体制を構築する。

(イ) 経営、組織体制

農林機構がこれまで培ってきた知識・経験を活かしつつ、県民負担をできる限り抑制する観点から、新たな森林管理スキームを推進する枠組みを構築し、長期的に森林管理を担えるよう、収支の均衡を図り、経営の安定化を図る。

併せて、新たな森林管理スキームを担う分収林部門と、その他の森林整備部門とが一体的に県内の人工林管理を適正に進められるよう、マネジメント機能を強化する。

② 公社等の運営の見直し

真に遂行すべき事業に重点化を図るとともに、執行体制等を見直し、運営の更なる効率化を図る。また、運営の透明性の向上に向けた取組を推進する。

ア 経営の安定化

安定した経営を維持するため、執行体制や事業の見直しなど運営の合理化・効率化を推進する。

イ 職員数の見直し

環境の変化や、公社等の職員構成等の個別事情等を踏まえ、職員を適正に配置する。

ウ 給与の見直し

県の取組を踏まえつつ、公社等の経営状況等に応じて適宜適切に見直しを行う。

エ 県財政支出の見直し

県からの委託、補助事業等の検証や指定管理施設の原則公募化、事業の重点化等により、公社等への県財政支出の見直しを行う。

オ 運営の透明性の向上

情報公開や契約手続の適正化を徹底するとともに、監査体制の強化など経営の透明性の向上を図る。

③ 第三者委員会による点検・評価

外部有識者等で構成する第三者委員会において、専門的見地から公社等の運営等に対し、指導・助言等を行う。

(具体的な取組内容 (令和8年度))

(1) 運営の合理化・効率化

① 経営の安定化

社会経済情勢の変化や経営状況等を踏まえた効率的・効果的な執行体制を構築するとともに、事業の不断の見直し、経費の節減、自主財源の確保等に取り組むことにより、単年度収支の黒字化、債務の縮減等に努め、経営の安定化を推進する。

② 職員数の見直し

プロパー職員については、専門的な技術・知識の継承や公社の経営状況等を勘案の上、適正配置を行う。なお、県と業務内容が類似した業務については、退職後の県派遣職員への振替も検討する。

県派遣職員については、事業への公的関与の必要性や行政課題の変化など、各公社の状況を総合的に勘案しつつ、適正に配置する。

(単位：人)

区分	R7.4.1 現在 ①	R8.4.1 見込 ②	増減 ③ (②-①)
プロパー職員	1,840	1,835	▲5
県派遣職員	320	319	▲1
計	2,160	2,154	▲6

③ 給与の見直し

給与制度については、県準拠を基本に整備に取り組むとともに、理事長等の常勤役員については、県の特別職に準じて、次のとおり給与抑制措置を行う。

区分	給料		期末手当
	R8年度	(参考)R7年度	
理事長等の常勤役員	▲2%	▲2%	▲1%

④ 県財政支出の見直し

県からの委託、補助事業等の検証や指定管理施設の原則公募化、事業の重点化等により、公社等への県財政支出の見直しを行う。

(単位：百万円)

区分	当初予算額		増減 ③ (②-①)
	R7年度①	R8年度②	
委託料	28,155 (4,643)	28,954 (4,508)	799 (▲135)
補助金	5,991 (3,021)	5,998 (2,863)	7 (▲158)
その他	176	175	▲1
計	34,322 (7,771)	35,127 (7,477)	805 (▲294)

※ () 内は一般財源

※ 県財政支出が増減する主な要因

委託料：ひょうご農林機構における災害に強い森づくり事業対策に伴う事業費の増加等

補助金：ひょうご農林機構における事業資金利子補給が債務整理に伴い停止することによる一般財源の減少等

⑤ 運営の透明性の向上

ア 情報公開の推進

全ての団体において、業務・財務等に関する情報をホームページで公表する。

イ 監査体制の強化

法令により会計監査人が必置の団体以外においても、独自に外部監査を導入するなど、監査体制の強化を推進する。

内 容		団体数	備 考
外部 監査	法令により会計監査人を設置	6 団体	社会福祉協議会、社会福祉事業団、産業活性化センター、農林機構、まちづくり技術センター、夢舞台
	独自に外部監査を実施	4 団体	芸術文化協会、スポーツ協会、土地開発公社、新西宮ヨットハーバー
監事		全30団体	経理事務精通者等を選任 うち9団体においては公認会計士、税理士を登用

(2) 第三者委員会による点検・評価

公社等運営評価委員会を開催し、各団体の経営状況の点検・評価など、専門的見地から公社等の運営等に対し、指導・助言を行う。

(3) 各団体の取組内容

団体名	令和8年度の主な取組内容
(公財)ひょうご震災記念21世紀研究機構	<p>1 研究戦略センターの今後の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震時における相転移に関する研究とパンデミック危機に対する自然災害対策の適用可能性に関する研究を推進するほか、新たにデジタル技術を活用した被災者支援につなげるための研究を推進 ・県要請研究について、関係機関との連携を強化し、研究成果を県政へ反映 ・阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ、防災・減災や共生社会づくりに関するシンポジウムを開催して、その成果を発信するほか、県民の学習ニーズに応える連続講座の開催等により、知的交流を推進 <p>2 人と防災未来センターの今後の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生から30年が経過した阪神・淡路大震災の経験と教訓をはじめ、防災・減災に関する知識や情報を伝えるための展示運営を充実 ・全国の自治体と連携しながら、震災の教訓や最新の研究成果を踏まえた実践的かつ、必要な知識や技術を体系的に網羅した研修を実施 ・これまでの取組成果を全国の関係機関とのネットワークを活用し、広く発信する取組を強化するとともに、国内外の様々な災害の記憶を語り継ぎ、あらゆる世代や地域の人に役立つ防災の知恵を普及・啓発 <p>3 こころのケアセンターの今後の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨床や地域保健活動とリンクした実践的かつ科学的手法に基づく、こころのケアに関する研究調査を行うとともに、国内外の事例の収集やこれまでの蓄積してきた研究成果やノウハウの情報発信・普及啓発を強化 ・阪神・淡路大震災の知見を研究や研修で伝えるのみならず、新たな災害への対処、犯罪や暴力、虐待などの被害でトラウマを抱えた方々への支援や治療も重視し、多様な相談に対応 ・兵庫県災害派遣精神医療（こころのケア）チーム「ひょうごDPAT」研修による実務者の育成や、関係機関との協力体制の充実により災害発生時の支援体制を強化
(公財)兵庫県人権啓発協会	<p>1 ターゲットに応じた啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権課題を的確に捉え、「人権に関する県民意識調査」の結果や社会情勢、県民ニーズを踏まえ、若年層や働き盛り世代等のターゲットに応じた効果的な啓発を実施 ・大学や企業と連携し、インターネット上での差別や個人への誹謗中傷等の人権侵害等についての研修や、性的マイノリティへの理解増進に向けた出前講座を実施 <p>2 多様な媒体・機会による啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発ビデオ、情報誌などの従来の媒体に加え、YouTube、X、Instagramのサイトを活用し、ネット上での啓発を拡充 ・プロスポーツチームと連携した交流事業を実施する等、多様な方法により啓発機会を創出

団体名	令和8年度の主な取組内容
(公財)兵庫県生きがい創造協会	<p>1 経営改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更なる収入の確保や支出の減少につながるよう、既存事業の見直し、ICTの活用、高齢者大学の認知度向上に向けた取組等を推進 <p>2 高齢者大学事業等の見直し及び新展開の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会の動向やニーズを踏まえたテーマ設定による講座を実施 ・多彩なテーマで多様な世代を対象とするオープンセミナー等の実施により、あらゆる世代への生涯学習機会を提供 ・生涯学習の先導的拠点としてのリソースを生かし、新たな事業展開を検討
(公財)兵庫県芸術文化協会	<p>1 総合的な芸術文化施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アーティストサロンの運営や新進・若手芸術家を対象とした作品展やミュージアムコンサート、リサイタルシリーズの開催等につながる芸術文化プロジェクトの推進 ・県立芸術文化センター、県立尼崎青少年創造劇場及び県立美術館王子分館での魅力的な公演・展覧会等の開催と適切な管理運営 <p>2 自主財源確保への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化庁補助金やネーミングライツをはじめとする民間資金の活用により引き続き財源を確保 ・各施設の収支状況を勘案し、今後も施設使用料の見直しを検討
(公財)兵庫県青少年本部	<p>1 他団体等と連携した新たな課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年団体と連携し、「ひょうごっ子・ふるさと塾事業」等を通じ、野外活動や社会体験活動を推進することにより、体験格差等の解消に向けた事業を展開 ・ユースケアネット推進会議を構成する福祉・医療・就労等の関係機関やNPO等とも連携し、不登校やひきこもり等の課題を抱える青少年への支援体制の充実を図るとともに、神出学園・山の学校を指定管理者として運営し、相談や進路発見等による社会的自立に向けた支援を充実 ・報道機関・携帯事業者・警察に加え大学研究者等とも連携し、「人とつながるオフラインキャンプ」や青少年が自ら考え取り組むワークショップなど、ネット・スマホに関する新たな社会問題に対応する取組の横展開を実施

団体名	令和8年度の主な取組内容
(公財)兵庫県スポーツ協会	<p>1 総合的なスポーツ施策の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちがアーバンスポーツ等多彩なスポーツの魅力を体験できる機会を創出するため、スポーツ体験イベントを実施するとともに、競技団体が新たに行う体験イベントを支援 ・競技指導に加え、人間性及び社会性を含めた指導が可能な地域スポーツ人材を育成するため、学生等を対象に、地域スポーツクラブでの指導経験を通じた指導ノウハウの習得及び指導者ライセンス取得を支援 ・競技団体向けにDX研修会（報告会）を開催し、選手強化にDXを取り入れる競技団体への普及と理解促進を行い、アスリートを支援 <p>2 学校給食・食育支援事業の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務基盤の強化を図るため、パン及び米飯の供給先の維持・拡大に向け、米飯供給の安定化等、供給体制の整備や新たな販路の開拓を推進 ・食に関する体験学習会の開催や地産地消の給食献立の開発支援などの食育支援事業を展開するとともに、県内大学等と連携し、「スポーツ栄養セミナー」等を実施
(公財)兵庫県住宅再建共済基金	<p>1 制度見直し内容の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度に設置した「兵庫県住宅再建共済制度のあり方検討会」からの報告書を踏まえた、共済給付金を積立資産の範囲内で給付する仕組や、県の損失補償のもとで金融機関から貸付を受ける仕組を廃止するなどの条例改正（令和7年12月）に基づく新たな制度について、加入者等に対して引き続き丁寧な説明を実施 <p>2 加入促進活動の展開等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共済事業による災害時の早期の生活再建と地域再生を図るため、広告効果が見込まれる媒体への重点的なPRをはじめとしたDXの活用のほか、各種媒体（チラシ、動画等）を用いた集客施設等での対面広報等により加入促進活動を実施
(社福)兵庫県社会福祉協議会	<p>1 新型コロナウイルス特例貸付の債権管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大に伴い実施された生活福祉資金特例貸付の債権管理等にあたり、償還免除や生活再建支援などを適正に実施 <p>2 全県的な地域福祉の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町社協・民間福祉事業者への支援や「ほっとかへんネット（社会福祉法人連絡協議会）」による地域公益活動の推進、日常生活自立支援事業の利用促進など要援護者の権利擁護活動の推進 <p>3 福祉・介護人材の確保と育成・定着及び資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な福祉人材を確保するため、求職者への相談対応や事業者と求職者のマッチングを行うとともに、外国人技能実習制度の監理団体として、施設での介護職の外国人技能実習生の受入を支援し、送出国及び実習生数の拡大を推進 <p>4 ボランティア活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時から災害への備えを強化するひょうご災害ボランティア活動サポート事業や、大規模災害時に被災地でボランティア活動を行う団体・グループに対して支援

団体名	令和8年度の主な取組内容
(社福)兵庫県社会福祉事業団	<p>1 福祉介護医療人材の確保、育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学等との連携や魅力ある広報の展開、SNS・求人サイトによる多様な人材確保、働きやすい職場環境づくり、障害者雇用の推進、効果的な研修の実施等、多様な人材の確保・育成・定着に向けた取組を推進 ・ ICT・介護ロボット等を活用した業務負担の軽減、ノーリフティングケアの推進・強化等、業務負担軽減を推進・強化 ・ 子育てと仕事の両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進等、多様化する働き方を推進
(公財)兵庫県健康財団	<p>1 健診事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診精度の維持・向上やリスクマネジメントの強化に努めつつ、県内全域で健診事業・保健指導事業を実施し、健診受診率の向上、疾病の早期発見・早期治療に寄与 <p>2 「健康ひょうご21県民運動」等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の努力とあわせて社会全体で健康づくりを支援するため、健康づくり推進員の設置・養成、フォーラム・研修会の開催等により、県民全体で取り組む「健康ひょうご21県民運動」を推進
(公財)ひょうご産業活性化センター	<p>1 プッシュ型の中小企業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ GX・DX化や経営革新など、中小企業の多様なニーズに対応するため、企業訪問などを通じて、企業の取組段階に応じたきめ細やかな伴走支援を実施 <p>2 関係団体の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 深刻さを増す人手不足やSDGsの推進等に対応するため、「中小企業支援ネットひょうご」の中核機関として、支援ネットの構成機関と課題別に連携強化を図りながら、技術支援・資金調達・相談機能等のプラットフォーム機能を最大限活用し、総合的な支援を推進
(公財)計算科学振興財団	<p>1 スーパーコンピュータを活用した産業振興、計算科学振興の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国が進める次世代計算基盤の開発状況を注視しながら、HPCI※の利用拠点であるアクセスポイント神戸の運営等による産業利用の促進や、研究助成金の交付等による近隣大学や研究機関等による共同研究の促進など、継続的な施策の展開により、スーパーコンピュータを活用した県の産業や計算科学分野の振興を推進 ・ 企業訪問等による技術高度化支援や講習会やセミナー開催による技術者育成等により、継続的にスパコンの産業利用を促進 <p style="margin-left: 2em;">※HPCI ... 「High Performance Computing Infrastructure」の略称。全国の多様な利用者のニーズに応えるために、「富岳」を中核として国内の大学等のスパコンをつないだ高速ネットワーク環境</p> <p>2 FOCUSスパコンの適切な整備更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ FOCUSスパコン利用料収入の安定的確保や補助金等の外部資金の獲得、経費節減に注力し、事業収支差額の積立によりFOCUSスパコンの整備更新を推進

団体名	令和8年度の主な取組内容
(公財)ひょうご科学技術協会	<p>1 中小企業支援に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術高度化・研究開発力強化に向けた技術支援や産学共同研究支援などの機能を有する協会と関係団体との連携を促進することにより、多様な中小企業のニーズへの対応を推進 ・国際フロンティア産業メッセ等の展示会への共同出展などによる効果的・効率的なPRの実施など、中小企業に対する総合的な支援に向けた方策を検討 <p>2 放射光の産業利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光科学応用テクニカルアドバイザーによる放射光の新規利用者開拓等、県内企業等による放射光の産業利用を促進
(公財)兵庫県勤労福祉協会	<p>1 時代の変化に対応した新しい働き方、ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護、看護、高齢化にともなう疾病、不妊治療など勤労者が抱える課題が多様化する中、「育児・介護休業法」の改正や「不妊症等に関する支援推進条例」の施行も踏まえ、勤労者の各課題への取組と仕事との両立支援を強化 ・連合兵庫、経営者協会、商工会議所、商工会と連携して、増加する外国人労働者の労働力の確保と定着を図りつつ、現下の人手不足への対応を図るため、県の「ひょうごグローバル人材活躍企業認定制度」事業と連携し、国籍を問わずすべての労働者が安心して就職し定着できる新しい働き方のモデルを推進 <p>2 経営支援と連携したPRの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者などが多く集まる国際フロンティア産業メッセ等の機会を捉え働き方改革のセミナーを開催するなど、WLBの充実のための企業支援を積極的に推進 ・県が主催する合同就職説明会に、WLB認定企業(所管・仕事と生活センター)に加え、SDGs認証(所管・活性化センター)や奨学金返済支援制度(所管・雇用開発協会)導入企業の参加を促進するため、各事業実施機関と連携を強化し、求職者への優れた県内企業PRを展開
(公財)兵庫県国際交流協会	<p>1 国際交流事業基金の活用と今後の収支見通しを踏まえた持続可能な協会運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人県民の増加・多国籍化・分散化や、若年層の国際交流参加促進の必要性等の変化に対応していくため、①「多文化共生の地域づくり」と②「次代を切り拓く国際交流」を運営の基本方針として、国庫の活用や、民間からの寄附獲得、有利な財源活用をさらに図るとともに、事業のスクラップ・アンド・ビルドを検討し、持続可能な運営を推進 <p>2 海外事務所の廃止と代替措置の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインによる打ち合わせや交流が普及・浸透するなど、海外事務所を取り巻く環境が一層変化しており、行政各分野の課題の多様化・国際化が進み、海外事務所が担う業務の幅が広がり、専門性の向上が一段と求められていること、さらに現地では、民間等の他の団体との連携が期待できるようになったことなどの情勢変化を踏まえ、3事務所を段階的に廃止 ・廃止後は、海外事務所が培ってきた、友好・姉妹提携先等との交流を継続できるよう、機能別に代替措置をシームレスに開始 <p>（※廃止時期　ワシントン州事務所：R8年度中 パリ事務所：R9年度中 香港経済交流事務所：R10年度中）</p>

団体名	令和8年度の主な取組内容
(公社)ひょうご観光本部	<p>1 自主財源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規会員開拓を徹底して行うとともに、退会要因を分析し、退会者に対しても再度アプローチを実施するなど、会費収入の増強に係る取組を推進 民間企業と連携した事業の受託、ツアー造成、寄附型自動販売機の設置、ホームページへの広告バナー設置等の取組により受託収入や手数料収入等を確保するなど、これまで取り組んできた自主財源確保策を着実に推進するとともに、新たな自主財源確保に向けた新事業を検討 自治体等との連携事業による分担金確保の取組を推進 <p>2 国庫等補助金の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業、地域周遊観光促進事業など、国庫等補助金を活用した取組を推進するとともに、今後も必要に応じて国庫等補助金の活用を検討
(公社)ひょうご農林機構	<p>1 新たな森林管理スキームへの移行</p> <ul style="list-style-type: none"> 分収林事業から新たな森林管理スキーム（民間経営又は公的管理）に移行するため、令和10年度までの3年間で全ての分収林契約の解約を目指し、県とともに所有者との移行交渉を進める。 公的管理に移行する契約地については、県とともに立ち上げる「兵庫県森づくり支援センター（仮称）」の枠組みにより、県からの委託により、農林機構が、巡視や間伐等の森林管理を実施
(公財)兵庫県営林緑化労働基金	<p>1 林業労働者の新規参入促進・定着</p> <ul style="list-style-type: none"> 就業相談会や体験講習、林業事業体への雇用条件の改善指導等を実施することにより、林業労働者の新規参入を促進するとともに、専門知識・技能の習得のための研修開催等により、林業労働者の育成、地位向上を推進し定着を促進 <p>2 退職一時給付金事業の加入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入実績のない林業事業体（未加入の認定事業体33事業体）に対し、雇用管理研修等の各種機会を捉え雇用条件の改善に向けた取組として加入の働きかけを行うとともに、既に参加している林業事業体（24事業体）に対しては、新規就労者の加入を促進
(公財)ひょうご豊かな海づくり協会	<p>1 豊かな海の再生に向けた栽培漁業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年3月に策定した兵庫県第8次栽培漁業基本計画に基づき、マダイ、ヒラメ、アサリのほか、豊かな海の再生に寄与するマナモコ、クマエビ等の種苗を生産するとともに、近年漁獲量が減少しているマダコの種苗放流の実現に向け、量産技術開発を推進 <p>2 適切な資金運用の実施及び種苗販売による収入増やコスト削減の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年3月に見直した資金運用方針に基づき国公債等を中心とした資金運用にシフトし、安定した資金運用を図るとともに、漁業者等のニーズや環境変化に見合った種苗生産等に取り組む、収入増やコスト削減を推進

団体名	令和8年度の主な取組内容
(公財)ひょうご環境創造協会	<p>1 カーボンニュートラルセンターの運営を通じて、地域主導による脱炭素の取組推進</p> <p>(1) 省エネ型ライフスタイル・環境行動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うちエコ診断、中小企業のGHG排出量算定支援、ひょうご高校生環境・未来リーダー育成プロジェクトなどを展開し、地球温暖化対策の最大の課題であるCO2の排出量削減を目指した取組を推進 <p>(2) 循環型社会の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会・NPO法人や民間事業者に支援を行う地域再生！省エネ発掘プロジェクトや尼崎沖フェニックス用地管理型区域における大規模太陽光発電などを通じて、再生可能エネルギーを増やす取組を推進
兵庫県土地開発公社	<p>1 県・公社全体の用地取得業務や体制のあり方を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・播磨臨海地域道路等の国及び県・市町・他機関等の行政需要を踏まえ、次の観点からあり方を検討 <p>(1) 効率的な業務執行</p> <p>(2) 機動的な資金対応</p> <p>(3) 人材の確保・育成</p>
但馬空港ターミナル(株)	<p>1 「コウノトリ但馬空港のあり方懇話会」の議論を踏まえた取組を実施</p> <p>(1) 旅客増加の取組、新たな路線展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種キャンペーンのPR、地元企業への利用促進の働きかけ、チャーター便の運航など多様な路線展開に向けた取組を実施 <p>(2) 空港の賑わい創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スカイダイビングなどレジャー利用の促進、空の日イベントや空港施設見学会等を開催し空港の賑わいを創出 <p>(3) 空港機能の向上・維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就航率及び防災機能の向上、空港機能維持等の取組を実施

団体名	令和8年度の主な取組内容
(公財)兵庫県まちづくり技術センター	<p>1 ニーズの変化に応えた事業展開 インフラ老朽化対策をはじめ、社会基盤整備を巡る県・市町のニーズの変化に応えながら事業を展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町管理の橋梁点検の一括発注による統一的診断の実施 ・専門職（建築・設備等）が不足する市町に対する包括的支援の実施 ・センターが有するノウハウを市町の上下水道施設管理の支援に応用 <p>2 技術支援団体としての機能強化 民間等と連携した先進技術の実証事業のほか、DX 推進や新事業にも取り組み、技術拠点としての機能を絶えず充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事監理における遠隔臨場の活用 ・橋梁点検結果の分析、技術相談への対応にAIの活用を検討 ・民間等と連携した橋梁点検に関する新技術の実証実験 ・埋蔵文化財調査における発掘調査現場や出土品整理での3Dモデルによる図化を推進 <p>3 持続可能な職員の確保策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフラ整備や維持管理の魅力や意義、職場環境への理解を促進するための情報発信や職場体験機会を充実し、高度な技術力を維持できる職員の確保策を検討
兵庫県道路公社	<p>1 安全・安心で快適な道路環境の確保 公社管理道路において、損傷が著しく、緊急度の高い橋梁等から大規模修繕・耐震対策工事等を推進</p> <p>一方で、料金収入は減収傾向で推移する見込みであり、支出は資材、人件費の高騰や金利の上昇等により増加見込であることが課題となっていることから、以下の取組を推進するとともに、播但連絡道路については長期的な管理運営のあり方についても検討</p> <p>(1) 収入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、高速道路会社と連携した周遊パスや沿線市町と連携した利用を促進 ・兵庫県立大学と連携した市川サービスエリアの活性化策の検討 等 <p>(2) 支出の縮減</p> <p>緊急性・必要性の観点から、工事等の発注計画の見直しを行った上で、優先度が高いものから適宜実施するとともに、コストの縮減策もあわせて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通管理業務における長期継続契約等による業務の効率化・コスト縮減の推進 ・予防保全や新技術・新工法の積極的な導入等による構造物の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減や施工の効率化、維持管理の高度化を進め、長期的な維持管理費を縮減 等

団体名	令和8年度の主な取組内容
ひょうご埠頭(株)	<p>1 埠頭利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 港湾施設の管理業務は公共性を維持しつつ、港湾利用者のニーズに応じた迅速かつ柔軟な対応が求められるため、県との連携を図りながら、港湾施設の計画的な点検・修繕に取組み利用者サービスを向上 <p>2 剰余金を活用した港湾施設の整備・修繕</p> <ul style="list-style-type: none"> ひょうご埠頭に蓄積された資金（剰余金）を活用して、県が港湾整備事業特別会計で計画していた港湾施設の整備・修繕の一部を計画的に実施
新西宮ヨットハーバー(株)	<p>1 収入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 棧橋施設のシングルバース利用促進や、国内提携マリーナとのサービスネットワークの活用によるビジター利用の拡大、快適空間の提供などにより既存顧客の満足度を高め、艇置料等の収入を確保 <p>2 ヒアリング調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間企業が主体となった経営体制への移行や、大学ヨット部の活動支援等の継続など、県関与のあり方や手法について検討するため、他自治体やマリーナ事業者等へのヒアリング調査を実施 <p>3 経営改善の取組みの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 新西宮ヨットハーバーの企業価値（株式価値）を向上するため、艇置場使用料の見直し（令和6年度～：10%増額）など、経営改善の取組みを実施
(公財)兵庫県園芸・公園協会	<p>1 あり方検討会を踏まえた樹木管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 県が作成するゾーニング図の作成を支援するとともに、ゾーニング図や樹木管理に係る合意形成のルールに基づき、自然環境保全と樹木管理を実施 <p>2 利用者参画機会のさらなる充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立都市公園の管理運営協議会を運営するとともに、多様な意見を取り入れた公園運営による活性化を推進 利用者が自由に将来の姿や各公園でやってみたいアイデアを持ち寄り、公園運営に反映する場を運営 <p>3 新たなパークマネジメント手法等の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 赤穂海浜公園において、県内で初めて導入された20年間の段階投資型長期指定管理として、共同事業体である民間事業者とともに園内の遊園地やオートキャンプ場、飲食施設等の集客施設の運営を行うとともに、収益の一部を公園維持管理運営の高質化等に還元するなど公園の魅力づくりを推進 他の県立都市公園においても、各公園の特色を活かした新たな利活用促進を検討

団体名	令和8年度の主な取組内容
兵庫県住宅供給公社	<p>1 誰もが安心して暮らせる住宅の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 若者・Z世代が安心して子育てができるよう、既存住宅等を活用した子育て世帯向け住宅の整備、県外からの住み替え補助や家賃助成による入居者負担の軽減等を実施 <p>2 公社ノウハウの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで蓄積してきた技術力・ノウハウを活かし、県営住宅の建替・計画修繕等に伴う入居者調整、地元協議、設計積算・工事監理を推進するとともに、淡路市、南あわじ市等市町営住宅の計画修繕等への技術的支援業務を受託 <p>3 経営健全化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 業者間サイトのITANDI（イタンジ）BBを活用して、民間不動産事業者からの仲介による入居者増を図るとともに、店舗・施設等の賃料等の改定、退去跡補修工事の発注方式の見直しによるコスト縮減と工事期間の短縮を実施
(公財)兵庫県住宅建築総合センター	<p>1 今後の事業展開の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 県・市町、関係団体と連携し、今日的な課題であるマンション管理適正化の支援を充実するとともに、建築物の省エネ化・空き家予防・古民家再生促進の情報発信等を強化 特定建築物等の定期報告の全面オンライン化に向けた対応とシステムの改善に加え、構造計算適合性判定の電子申請化などDX化を検討 <p>2 人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員募集要項を建築関係団体等に周知するなど、関係団体との連携を強化することにより計画的な人材確保を推進 若手建築職員の採用・育成に取り組み、安定的な事業継続と組織として技術水準の維持・継承を促進
(株)夢舞台	<p>1 今後のあり方検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 「淡路夢舞台 創造的再生の基本方針（令和7年12月策定）」を踏まえ、ホテル等の事業については、公募にあわせ整理に着手 指定管理事業については、今後公表される指定管理者の公募条件等を踏まえて検討 これらを踏まえ、今後の法人のあり方を検討

【主な取組の工程表（R8～R10）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R8年度	R9年度	R10年度
○公社等の見直し	方針に基づき取組を推進		➔

(5) 兵庫県公立大学法人

[県政改革方針]

① 魅力ある大学づくりの推進

ア 第三期中期目標の達成に向けた取組の推進

兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学の2大学がそれぞれの特色を生かしつつ、相乗効果を発揮できるよう、円滑な運営を推進する。

イ 兵庫県立大学

(7) 教育・研究充実のための大学改革の推進

兵庫県立大学のビジョン2036の実現に向け、第三期中期計画に定める取組を実施し、学部・学科の改編などの大学改革を推進する。

(4) 産学官連携など社会貢献の充実強化

リカレント・リスキリング教育等の充実や研究成果の社会実装の強化など、社会貢献機能強化に向けた取組を推進する。

ウ 芸術文化観光専門職大学

(7) 芸術文化及び観光の双方の視点を活かした教育・研究の推進

芸術文化観光専門職大学のビジョンの実現に向け、第三期中期計画に定める取組を推進し、地域に根ざした教育研究活動を展開する。

(4) 大学を核とした地域連携による社会貢献の推進

地域の企業・団体、行政、地域住民等多様な主体と協働しながら社会貢献に関する取組を推進する。

② 自律的、効率的な管理運営体制の確保

ア 一法人複数大学制による運営の実施

両大学の情報共有や経営資源の相互利用などの連携を進め、教育・研究・社会貢献の各分野における高度化や相乗効果を発揮させる。

イ 大学の魅力向上に向けた戦略的な運営体制の確保

理事長、学長の連携を強化しながら、大学の魅力向上に向けた戦略的な経営を、設置者である県と密接に連携しながら推進する。

ウ 教職員の適正配置の推進

計画的な定員管理を進める中で、新陳代謝や質向上を図り、大学改革等に必要な人材を確保し適正に配置する。また、人員配置の適正化や教職員の任用形態の多様化の検討を行う。

エ 持続可能な財務構造の維持

設置者である県からの運営交付金等の算定基準に基づく適切な財務管理を行うとともに、大学としても共同研究や受託研究など自主財源の獲得に積極的に取り組み、持続可能な財務構造を維持する。

③ 高等教育の負担軽減

ア 県立大学の無償化

兵庫の若者が、学費負担への不安なく安心して希望する教育を受けることができる仕組みづくりを目的として、兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学において、県内在住者の授業料等を無償化する。

イ 無償化の事業評価

適切な成果指標の設定や効果の検証を行いつつ、5年毎を目途に事業評価を行う。

ウ 無償化事業の安定的な財源確保

評価までの間、各年度の事業費を安定的に確保するため、決算剰余金等を活用し、可能な範囲で県立大学授業料等無償化基金に積立を行う。

(具体的な取組内容 (令和8年度))

① 魅力ある大学づくりの推進

ア 第三期中期目標の達成に向けた取組の推進

兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学の2大学がそれぞれの特色を生かしつつ、相乗効果を発揮できるよう、円滑な運営を推進

イ 兵庫県立大学

(ア) 教育・研究充実のための大学改革の推進

県が策定した第三期中期目標の達成を目指すとともに、兵庫県立大学のビジョン2036の実現に向け、第三期中期計画に定める取組を実施し、大学改革を推進

a 学部・学科等の改編

(a) 社会情報科学部の改編

学部の特色を活かした先端DX専門人材育成を加速し、デジタル人材不足に対応するため定員を増員

入学定員 現行100名→160名 ※国際商経学部を60名減員

(b) 環境人間学部の改編

文理融合を継承しつつ先端GX専門人材を育成するため、1学部1学科を4学科に再編し、理系3分野を充実

入学定員 205名(現行どおり) ※うち140名を理系転換

b グローバル教育の推進

全学的なグローバル教育の推進、国際商経学部グローバルビジネスコース、副専攻グローバルリーダー教育プログラム、附属及び県内高校との連携強化によるグローバル人材の育成

c 姫路工学キャンパスの整備

狭隘化、老朽化が顕著な姫路工学キャンパスについて、最先端工学研究、産学連携及び地域支援の拠点として機能の向上を図るため、計画的に建替

(イ) 産学官連携など社会貢献の充実強化

a 研究基盤の産業利用促進

ニュースバル及び国の研究機関等の研究基盤を活用した産業支援や産学共同研究を促進

b 新長田ランチにおけるリカレント・リスキリング教育等の推進

リカレント・リスキリング教育等の拠点となる新長田ランチにおいて、企業との共同研究、起業人材の育成、社会人向けDX人材育成等を推進

c 研究成果の社会実装の推進

社会価値創造機構を中心に研究支援と学内・企業・自治体等の連携強化を図り、研究成果の社会実装を推進

ウ 芸術文化観光専門職大学

(ア) 芸術文化及び観光の双方の視点を活かした教育・研究の推進

芸術文化観光専門職大学のビジョンの実現に向け、第三期中期計画の達成を目指す中で、芸術文化と観光の両分野を架橋する教育課程を編成し、各分野のマネジメント能力及び価値創造の能力を養成

(イ) 大学を核とした地域連携による社会貢献の推進

但馬をはじめとした地域の企業、行政、地域住民等多様な主体との協働により、地域のイノベーション創出につながるプロジェクトを展開し、地域活性化に貢献

② 自律的、効率的な管理運営体制の確保

ア 一法人複数大学制による運営の実施

法人として2大学がそれぞれの特色を生かしつつ、相乗効果を発揮できるよう円滑に運営

イ 大学の魅力向上に向けた戦略的な運営体制の確保

(ア) 戦略的な法人経営体制の整備

理事長のリーダーシップのもと、戦略的な法人経営を行う体制を推進

(イ) 戦略的広報の展開によるブランドの構築と知名度の向上

学長による記者会見やSNSの積極的な活用など、ターゲットに応じて効果的に教育研究成果等の情報発信を行い、大学の知名度向上やブランドを構築

ウ 教職員の適正配置の推進

大学改革の実現に向け、将来を見据えた教員配置の最適化や大学の運営力を高める事務局体制の強化を推進

エ 持続可能な財務構造の維持

(ア) 効率的経営の推進

外部資金の間接経費等の経営資源を活用した先導的・創造的な研究への重点配分の実施

(イ) 自立的経営の推進

競争的研究資金や公募型研究事業への積極的な申請等による外部資金の獲得件数・金額の向上、ふるさと納税やネーミンライツの活用などの取組を強化

③ 高等教育の負担軽減

ア 入学金及び授業料の無償化

兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学において、県内在住者の入学金及び授業料を学部、大学院ともに所得に関わらず全学年を対象に令和8年度から無償化

※県外生等に対する授業料の県独自支援は引き続き実施

イ 県外生の入学金の引き下げ

県外生の入学金を国立大学並みに引き下げ（学部・大学院の新入生）

ウ 事業効果の検証

事業開始後5年（令和11年度）を目途に実施する事業評価に向けて、入学生や卒業生の動向をはじめとする関連データの収集を行うとともに、各年度における適切な成果指標の設定や効果検証を実施

エ 県立大学授業料等無償化基金の運用

無償化の財源を安定的に確保するため、基金を適切に運用

【主な取組の工程表（R8～R10）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R8 年度	R9 年度	R10 年度
第三期中期目標の達成に向けた取組の推進	大学法人の第三期中期計画等に基づく取組を推進 →		
高等教育の負担軽減（入学金・授業料無償化、基金の運用等）	学部・大学院ともに全学年を対象に実施 関連データ収集及び新たな評価指標の検討、基金の運用	同左	同左 →

II 行政運営

1 組織

(1) 本庁

[県政改革方針]

① 部

現行 12 部体制を基本とし、引き続き、政策課題への的確な対応や、所掌範囲と責任の所在の明確化、施策の効果的かつ効率的な執行を図る。

② 局・課室

部長を中心とする責任体制を構築し、責任所在の明確化と柔軟に課題対応するため、「部-課」制を基本としつつ、必要に応じて部の下に「局（室）」を設置する。

また、臨時的又は時限的な行政課題に柔軟かつ効率的に対応するために設置しているタスクフォースは、進捗に応じて整理・見直しを図る。

ア 局

業務の性質上必要な場合は、部の下に「局（室）」を設置する。

イ 課室

(ア) 多様化・複雑化する行政課題に的確かつ迅速に対応するとともに、総務事務等を集中的に処理できる効率的な規模となるよう課室の大括り化を実施する。

(イ) ボトムアップ型県政の推進には、各部の政策立案・調整機能の向上が必要であることから、各部に総務担当課を設置し、総務機能を強化する。

(ウ) その他、政策課題への適切な対応を図るため、施策推進に応じて、新設・再編を行う。

③ 本部体制

横断的な政策課題に柔軟かつ機動的な対応を図るため、本部体制を積極的に活用しつつ、必要性の低下した本部は見直し（統合、再編、廃止）を図る。

(具体的な取組内容（令和 8 年度）)

① 部

引き続き、政策課題への的確な対応や、所掌範囲と責任の所在の明確化、施策の効果的かつ効率的な執行を図られる部の体制とする。

② 局・課室

ア 局

業務の性質上必要な場合は、部の下に「局（室）」を設置する。

イ 課室

引き続き、政策課題への適切な対応を図るため、施策推進に応じて、必要な課室の新設・再編を行う。

③ 本部体制の活用・見直し

横断的な政策課題に柔軟かつ機動的な対応を図るため、引き続き、本部体制を積極的に活用しつつ、必要性の低下した本部は見直し（統合、再編、廃止）を図る。

(2) 地方機関

[県政改革方針]

① 県民局・県民センター組織の見直し

ア 現地解決型の総合事務所体制としての県民局・県民センター体制を基本とし、市町行政体制の進展や地域の実情等を踏まえつつ、地域課題に総合的かつ的確に対応する体制とする。

なお、県民局・県民センター体制のあり方については、引き続き、見直しを検討する。

イ 阪神南県民センターと阪神北県民局については、「阪神南県民センター・阪神北県民局の統合方針」に基づき「阪神県民局」としての統合に向け取り組んできたが、本県の財政状況やコロナ禍による働き方の変革などを踏まえ、伊丹庁舎の整備及び阪神県民局としての統合は一旦凍結し、「阪神県民局」としての統合は、これまでの統合方針やコロナ禍に起因する社会環境の変化等も踏まえながら、県民局・県民センター体制の見直しの中で検討する。

ウ 県民局・県民センターの各事務所については、地域の特色を活かした施策の推進、効率的・効果的な県民サービスの提供、業務の専門性・機動性の向上等が図られる体制とする。

なお、県民局・県民センター体制の見直しに合わせ、人口減少、広域課題への対応なども踏まえた見直しを検討する。

② その他地方機関

ア 特定の行政課題に的確に対応できるよう、効果的・効率的な県民サービスの提供、業務の専門性・機動性の向上等が図られる体制とする。

イ 児童相談所を設置する尼崎市に対し必要な支援を行うとともに、その他の中核市への児童相談所の移管の働きかけや、中央こども家庭センターについて、施設のあり方の検討を進める。

(具体的な取組内容（令和8年度）)

① 県民局・県民センター組織の見直し

ア 県民局・県民センター体制の継続

現地解決型の総合事務所体制として、引き続き、県民局・県民センター体制を基本とし、市町行政体制の進展や地域の実情等を踏まえつつ、地域課題に総合的かつ的確に対応できる体制を引き続き推進する。なお、県民局・県民センター体制のあり方については、引き続き見直しを検討する。

イ 阪神南県民センターと阪神北県民局の統合

「阪神南県民センター・阪神北県民局の統合方針」に基づく統合に向け取り組んできたが、本県の財政状況やコロナ禍による働き方の変革などを踏まえ、伊丹庁舎の整備及び阪神県民局としての統合は一旦凍結した。「阪神県民局」としての統合は、これまでの統合方針やコロナ禍に起因する社会環境の変化等も踏まえながら、県民局・県民センター体制の見直しの中で検討する。

ウ 県民局・県民センター各事務所

地域の特色を活かした施策の推進、効率的・効果的な県民サービスの提供、業務の専門性・機動性の向上等が図られる体制とする。なお、県民局・県民センター体制の見直しに合わせ、人口減少、広域課題への対応なども踏まえた見直しを検討する。

② その他地方機関

ア 特定の行政課題への的確な対応

(ア) 特定の行政課題に的確に対応できるよう、効率的・効果的な県民サービスの提供、業務の専門性・機動性の向上等が図られる体制を推進する。

(イ) 産業構造等の変化等に対応した能力開発を行うため、県が運営する公共職業能力開発校の組織体制の充実・強化について、次期兵庫県職業能力開発計画（第12次計画）（令和8年度～）の策定に合わせて引き続き検討する。

イ こども家庭センター

児童虐待防止から児童の自立までの継続的な支援体制を強化するため、令和8年4月から児童相談所を設置する尼崎市に対し必要な支援を行うとともに、その他の中核市への児童相談所の移管の働きかけを進める。

中央こども家庭センターについて、課題や論点の整理を行い、8年度の早期にあり方検討委員会として提言をまとめるなど、施設のあり方の検討を進める。

【主な取組の工程表（R8～R10）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R8年度	R9年度	R10年度
○公共職業能力開発校の見直し	次期職業能力開発計画策定時（令和8年度）に合わせ検討	策定時 に合わせ検討	実現に向けた取組を実施

(3) 教育委員会

[県政改革方針]

① 本庁

「ひょうご教育創造プラン」を着実に推進するため、高等学校教育、義務教育、特別支援教育などにおける教育課題等に横断的に取り組める体制の構築に取り組む。

② 教育事務所

6 教育事務所体制を基本とし、複雑化する学校問題（いじめや不登校、体罰や教職員の非違行為、保護者対応等）に対し、効果的・機動的に市町教育委員会や市町立学校への支援をするため、「学校問題サポートチーム」をはじめとした組織的な取組を実施する。

なお、市町との役割分担等を踏まえつつ、あり方については引き続き検討する。

③ その他

今後一層期待される生涯教育や生涯スポーツの発展に対応できるよう、教育委員会と知事部局との役割分担を踏まえた推進体制の構築を検討する。

(具体的な取組内容（令和8年度）)

① 本庁

「ひょうご教育創造プラン」を着実に推進させるため、不登校対策等の多様な教育課題等に効率的・効果的に対応できる体制を維持・更新する。

特に学校問題が複雑化・多様化している現状を踏まえ、高等学校教育、義務教育、特別支援教育を横断的に連携させ、よりの確かつ機動的に課題へ対応できる体制を構築する。

② 教育事務所

複雑化する学校問題（いじめや不登校、体罰や教職員の非違行為、保護者対応等）に対し、効果的・機動的に市町教育委員会や市町立学校への支援をするため、「学校問題サポートチーム」をはじめとした組織的な取組を実施する。

(4) 警察

[県政改革方針]

① 警察本部

治安情勢の変化等を踏まえ、専門的かつ広域的に対応できる体制の整備と充実を図る。

② 警察署等

治安情勢の変化等を踏まえ、効率的かつ効果的に治安維持活動を行える体制の整備と充実を図る。

(具体的な取組内容（令和8年度）)

① 警察本部

特殊詐欺対策、匿名・流動型犯罪グループ対策、サイバー事案対策等の推進を踏まえ、警察力の強化に向けた体制整備に取り組む。

② 警察署等

治安情勢、人口動態、交通網の充実等の社会情勢の変化を踏まえ、効率的かつ効果的に治安維持活動を行える体制整備に取り組む。

(5) その他行政委員会等

[県政改革方針]

行政運営の公正を期するため設置された各行政委員会の設置目的を踏まえながら、引き続き、各々の特性に応じた専門性が発揮できる事務局の体制とする。

(具体的な取組内容（令和８年度）)

行政運営の公正を期するため設置された各行政委員会の設置目的を踏まえながら、引き続き、各々の特性に応じた専門性が発揮できる事務局の体制とする。

2 職員

(1) 定員

[県政改革方針]

① 職員

- ア 一般行政部門については、平成 30 年 4 月 1 日の職員数を基本としつつ、新たな行政課題・行政需要の変化に的確に対応できる業務執行体制を確保する。
- イ 定年引上げ期間中においては、一定の新規採用を継続的に実施するとともに、定年引上げに伴い 60 歳以降も働く職員の幅広い職務における活躍を促し、かつ、その多様な知識や経験を積極的に活用する。
- ウ 今後の管理監督職を担う中堅層（30、40 歳代）の職員が少ない状況を踏まえ、年齢構成の平準化に向け、経験者採用を積極的に活用するなど必要な行政サービスを将来にわたり安定的に提供できる体制を確保する。
- エ 業務の効率的な執行や、職員のワーク・ライフ・バランスに留意しつつ、県民サービスの水準の維持・向上及び新たな行政課題や行政需要の変化に的確に対応できる人員配置とする。
- オ 法令等により原則として配置基準が定められている警察官、教職員、医療職員、児童福祉司等について、基準に基づき適正に配置する。

② 会計年度任用職員

スクラップ・アンド・ビルドの徹底や、業務のデジタル化等による業務改革を進めながら、業務量に応じて適正に配置する。

(具体的な取組内容（令和 8 年度）)

① 職員

ア 一般行政部門職員

令和 8 年 4 月 1 日の職員数については、平成 30 年 4 月 1 日の職員数を基本に配置する。

イ 法令等により原則として配置基準が定められている職員

警察官、教職員、児童福祉司等については、国の配置基準の改正等を踏まえ適正配置を行う。医療職員については、法令、診療報酬制度等の配置基準を基本に、診療機能の充実・高度化等に応じた適正配置を行う。

区 分	H30. 4. 1 ①	R7. 4. 1 現在 ②	R8. 4. 1 見込 ③	対前年度	
				対H30. 4. 1 ④ (③-①)	対R7. 4. 1 ⑤ (③-②)
一般行政部門職員	5,795	5,944	6,022	227	78
法令配置職員	125	259	248	※1 123	※2 ▲11
上記を除く職員	5,670	5,685	5,774	※3 104	89
教育部門					
法定教職員	32,443	32,442	32,512	69	70
県単独教職員	547	581	532	▲15	▲49
事務局職員	414	398	398	▲16	0
警察部門					
警察官	11,763	11,690	11,696	▲67	6
警察事務職員	736	726	727	▲9	1
公営企業部門					
病院局					
医療職員	5,825	7,292	7,484	※4 1,659	192
その他の職員	359	418	418	※4 59	0
企業庁職員	149	135	136	▲13	1

【主な増員理由】

- ※1 児童福祉司・児童心理司の増（R1～R8：+123） ※2 尼崎こども家庭センターの市移管に伴う減（▲11）
- ※3 定年引上げに伴う増減等（R6：+41、R7：▲72、R8：+86）、教育部門からの業務移管に伴う増（R5～R7：+19、R8：+3）、感染症対策に係る保健師等の増（R3～R5：+27）
- ※4 定年引上げに伴う増減（R6：+25、R7：▲25、R8：+25）、西宮総合医療センター開設準備等に伴う増（R6：+145、R7：+122、R8：+167）、県立病院（はりま姫路・加古川・丹波）の機能強化に伴う増（R1～R6：+1,168）

【再任用短時間勤務職員】

区 分		R7.4.1 ①	R8.4.1 ②	増減 ③ (②-①)
一般行政部門職員		230	205	▲25
教育部門	教 職 員	110	150	40
	事務局職員	85	90	5
警察部門	警 察 職 員	255	245	▲10
	警察事務職員	30	25	▲5
公営企業部門	病院局職員	75	80	5
	企業庁職員	5	5	0

※短時間勤務職員は、通常の勤務時間数(38時間45分/週)を用いて、換算した人数

② 会計年度任用職員

ICT の積極的な活用等による業務の効率化を進めながら、業務量に応じて適正に配置するとともに、制度の円滑な運用を図る。

区 分		R7年度 ①	R8年度 ②	増減 ③(②-①)	
一般行政部門職員		1,964	1,964	0	
教育部門	教 職 員	1,110	1,110	0	
	事務局職員	216	216	0	
警察部門	警 察 職 員	434	434	0	
	警察事務職員	103	103	0	
公営企業部門	病院局	医 療 職 員	1,999	1,999	0
		その他の職員	180	180	0
	企業庁職員	30	31	1	

※任期6月以上かつ週15時間30分以上勤務する人数（期末手当支給対象者）

(2) 給与

[県政改革方針]

① 特別職

- ア 本県の財政状況を踏まえ一定の給与抑制措置を行う。
- イ 給与制度について、社会情勢や本県の財政状況、国や他の地方公共団体等の状況を踏まえ、適切に対応する。

② 一般職

- ア 給与制度について、人事委員会勧告を尊重することを基本に、社会情勢や本県の財政状況、国や他の地方公共団体等の状況を踏まえた見直しを行う等適切に対応する。
- イ 定年引上げ後の60歳に達した職員の給与制度について、国及び他の地方公共団体との均衡等を踏まえ、適切に対応する。

(具体的な取組内容（令和8年度）)

① 特別職

- ア 本県の財政状況を踏まえ、引き続き、次のとおり給与抑制措置を行う。

区 分	給料	期末手当	退職手当	(参考)年収削減額
知 事	▲ 6%	▲ 5%	▲ 5%	▲132万円
副 知 事	▲ 4%	▲ 3%	▲ 5%	▲ 67万円
教育長等	▲ 3%	▲ 2%	—	▲ 40万円
防災監等	▲ 2%	▲ 1%	—	▲ 20万円

(参考) 知事及び副知事の給与の特例に関する条例に基づく給与抑制措置

知事及び副知事については、令和10年11月まで、次のとおり給与抑制措置を行う。

区 分	給料	期末手当	退職手当	(参考)年収削減額
知 事	▲ 30%(▲6%)	▲ 30%(▲5%)	▲ 50%(▲5%)	▲702万円(▲132万円)
副 知 事	▲ 15%(▲4%)	▲ 15%(▲3%)	▲ 25%(▲5%)	▲275万円(▲67万円)

※ 上記①アの給与抑制措置（()書き再掲）を含む。

(参考) R7年度の議員の年収削減の状況

区 分	削減額
議 員	▲ 48万円 (報酬▲5%)

- イ 給与制度について、社会情勢や本県の財政状況、国や他の地方公共団体等の状況を踏まえ、適切に対応する。

② 一般職

ア 給与制度について、人事委員会勧告を尊重することを基本に、社会情勢や本県の財政状況、国や他の地方公共団体等の状況を踏まえた見直しを行う等適切に対応する。

イ 定年引上げ後の 60 歳に達した職員の給与制度について、国及び他の地方公共団体との均衡等を踏まえ、適切に対応する。

3 県庁舎再整備

[県政改革方針]

(1) 機能的でコンパクトな新庁舎整備

災害時の対応力強化・質の高い行政サービスの提供に向け、防災機能や働き方改革を志向した機能的でコンパクトな新庁舎整備に着手するとともに、元町地域全体のにぎわいづくりを検討する。

(2) 暫定的な本庁舎再編

耐震性が不足する県庁 1・2 号館で勤務する職員の早期の安全確保の観点から、暫定的な本庁舎再編を実施する。

(具体的な取組内容（令和 8 年度）)

(1) 機能的でコンパクトな新庁舎整備

- ① 「新庁舎等整備プロジェクト基本構想」に基づき、新庁舎等の具体的な機能、設備、規模や県庁敷地全体としての施設配置等を検討し、基本計画を策定する。
- ② 耐震性不足が判明した旧県民会館（令和 7 年 3 月閉館）については、跡地における民間活用による整備に向け、解体撤去等の準備を進める。

(2) 暫定的な本庁舎再編

- ① 3 号館・生田庁舎等の県有施設の活用に加え、なお不足する執務スペースは民間オフィス等の借り上げで対応する。
- ② 民間オフィスビルの改修設計及び工事を推進するとともに、順次、県有施設及び民間オフィスビルへの移転を実施する。

【令和 8 年度移転部局】

移転場所	移転部局等
3 号館	総務部、企画部、財務部、環境部(水大気課)、出納局 ※下線部局の一部は別の建物に移転
生田庁舎	土木部、総務部(市町振興課、教育課)、企画部(SDGs 推進課)、収用委員会事務局
中山手庁舎	労働委員会事務局、人事委員会事務局
三宮国際ビル	企画部(統計課)、保健医療部

※その他の部局については、令和 9 年度移転予定

※今後の組織改編により一部変更の可能性あり

- ③ 当面の間、本庁舎機能は分散型配置となるため、柔軟で多様な働き方・ICT を活用した業務改革等、新しい働き方を推進し、質の高い行政サービスの維持に加え、災害時における業務を実施できる体制を構築する。

【主な取組の工程表（R8～R10）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R8 年度	R9 年度	R10 年度
○新庁舎整備	基本計画の策定 ※基本計画と基本設計は一体的なプロポーザルを実施	基本設計 民間提案エリアの事業者公募	実施設計・建設工事の着手 民間事業者による整備
○本庁舎再編	県庁 1・2 号館から順次移転		

4 新しい働き方の推進

[県政改革方針]

新しい働き方推進プランに基づく5つの取組を推進し、多様なライフスタイルや状況に応じて働き方を選択できる働きやすい環境や、風通しがよく自由に意見を交わせる環境を整えることにより、県庁の組織パフォーマンスの最大化を図り、県民本位で質の高い行政サービスを実現する。

(1) 柔軟で多様な働き方の推進

テレワークの環境整備やフレックスタイム制による勤務時間の弾力化により、職員一人ひとりのライフスタイルに応じた柔軟で多様な働き方により、効率的・効果的な行政運営を推進する。

(2) 休暇・休業制度の活用促進

年次休暇を取得しやすい環境整備や、特定職員に依存しない業務体制づくり、男性職員による育休取得を推進し、育児・介護等と仕事の両立を支援するとともに、男女がともに活躍できる職場づくりを推進する。

(3) 超過勤務の縮減

超過勤務縮減の目標設定と事務負担の平準化や、業務の縮減・効率化を推進し、生み出した時間を活用して企画・立案など創造的な業務の充実や職員のワークライフバランスの向上を図る。

(4) ICTを活用した業務改革の推進

ペーパーレスの更なる推進やICTスキルの向上・支援体制の構築、行政手続の簡素化・オンライン化により、県民等の利便性向上と職員の業務効率化を推進する。

(5) 職員の意識改革・職場風土の醸成

職員のモチベーション向上と風通しのよい職場づくりや、組織的な取組を促進する体制・仕組の構築、職員の意見や要望等の反映により、職員の意識改革や職場風土の醸成を進め、全庁が一丸となって新しい働き方を推進する。

(具体的な取組内容（令和8年度）)

(1) 柔軟で多様な働き方の推進

① テレワークの環境整備

職員一人ひとりがライフスタイルに応じた働き方を選択するとともに、効率的・効果的な業務遂行を実現できるよう、テレワーク環境を整備

ア テレワーク下での円滑なコミュニケーションを促進するため、心構えやスキル等を学ぶ研修を実施

イ テレワーク時の人材育成・人事評価を適切に行うため、OJTサポートガイド、コミュニケーションポリシーを周知徹底し、グループミーティングや1on1ミーティングの定期的な実施等を推進

ウ SIM内蔵のモバイルPCを在宅勤務や出張時に活用

エ 本庁の固定電話をモバイル化し、公用携帯端末を本庁全所属で運用

オ 自宅や職場以外でも勤務できるサテライトオフィス、スポットオフィスを運用

カ 在宅勤務時の効率的・効果的な働き方やマネジメントを示すテレワークガイドラインの周知徹底

② フレックスタイム制による勤務時間の弾力化

フレックスタイム制により、職員一人ひとりの様々な事情に応じて勤務時間を選択し、ワークライフバランスの向上と効率的な業務遂行を推進

(2) 休暇・休業制度の活用促進

① 年次休暇を取得しやすい環境整備

ア 年次休暇の取得目標を設定するとともに、部局ごとの取組状況を共有

(参考) 年次休暇の取得目標 [知事部局、議会議務局、各種行政委員会、企業庁、病院局（県立病院除く）]

区分	目標(R8年度)	実績(R6年度)
取得日数5日以上の職員数	100%	93.1%

イ マネジメントスキルの向上につなげる研修の実施やエンゲージメント調査結果の適切なフィードバックにより、管理監督職のマネジメント力の向上を促進

② 特定職員に依存しない業務体制づくり

- ア 「「最高のボタン」実践ガイド」を参考とした各所属における業務引継書の作成及び監督職による確認を徹底
- イ 全庁で共有すべき情報に容易にアクセスできる庁内ポータルサイトの構築・運用
- ウ サービス、旅費、給与、共済関係のFAQの共有・更新
- エ 生成AI等を活用した業務支援ツールの開発を検討

③ 男性職員による育休取得の推進

- ア 所属長が子の出生予定がある男性職員と「子育てサポートミーティング」を行い、各種の子育て支援制度の周知と取得勧奨を実施
- イ 代替職員の確保や業務割り振りの変更等を行い、適切な業務執行体制を構築
- ウ 代替職員（任期付職員）の確保が困難な短期の育休取得者の業務を補完する「短期育休業務支援員（会計年度任用職員）」を配置

(参考) 育児に係る休暇・休業の取得に関する目標

[知事部局、議会事務局、各種行政委員会（教育委員会除く）、企業庁、病院局（県立病院除く）]

項目	目標(R8年度)	実績(R6年度)
男性の育児休業の取得率	新目標(R8～) 85% (4週間以上)	—
	(R6～) 85% (2週間以上)	86.8% (2週間以上)
配偶者の出産補助休暇の取得率	100%	100%
男性の育児参加休暇の取得率	100%	95.3%

(3) 超過勤務の縮減

① 超過勤務縮減の目標設定と事務負担の平準化

- ア 毎年度超過勤務縮減目標を設定し、全職員に業務効率化と超過勤務縮減の意識付けを促進

(参考) 超過勤務の縮減目標 [知事部局等^{※1}の数値目標]

区分	目標(R8年度)	実績(R6年度)
職員一人1月当たりの平均超過勤務時間	10.0時間以下	10.1時間
年間540時間超の職員数	0人	28人

※1 知事部局、議会事務局、各種行政委員会、企業庁、病院局（県立病院除く）

- イ 業務状況を可視化できるタスク管理ツールの利用を促進
- ウ 管理監督職が、BIツールにより月次等で職員・ラインごとの超過勤務実績を把握・分析し、各職員の負担を平準化
- エ マネジメントスキルの向上につなげる研修の実施やエンゲージメント調査結果の適切なフィードバックにより、管理監督職のマネジメント力の向上を促進（再掲）

② 業務の縮減・効率化の推進

- ア 全庁共通業務について、関係課のプロジェクトチームにより、作業負担やミスの多い課題の抜本的な見直し方策を検討し、制度改正やシステム化等を実施
- イ 各所属が主体的に業務改善を進める上で必要な知識を習得する研修等の機会を提供
- ウ 各所属の業務課題に対し、業務改革とデジタル化の両面から助言する庁内相談窓口を設置
- エ 職員が、業務に関する質問と回答を投稿し、相互に教えあうことができるオンライン上のコミュニティを設置

(4) ICT を活用した業務改革の推進

① ペーパーレスの更なる推進

- ア 全庁共通業務について、ペーパーレスを前提とした業務フローの構築やシステム導入を推進
- ・ 契約書や県が発出する文書について、電子署名・電子公印の活用を推進
 - ・ 物品調達や補助金事務について、県への提出から審査・支払までを一貫して電子化するシステムの利用を促進
- イ 電子決裁による意思決定を徹底するため、所属別の電子決裁率を随時掲示板に公表するとともに、文書管理システムの機能向上を図る改修を検討

(参考) 電子決裁率に関する目標 ※文書管理システムによるもの、例外文書は除く

区分	目標(R 8 年度)	実績 (R 6 年度)
電子決裁率	100.0%	73.5%

- ウ 資料のデータ管理原則を推進するため、既存紙資料のデータ化、不要書類の廃棄徹底、共通ルールによるデータ管理徹底及びデータ保存先の整備を実施

(参考) コピー用紙発注量に関する目標 ※R4 実績比。県立高校、県警、県立病院を除く

区分	目標(R 9 年度)	実績 (R 6 年度)
コピー用紙発注量の削減率※	40.0%	23.6%

- エ 打合せ・協議・会議等は、紙の資料を使用することが合理的な場合を除き、原則ペーパーレスで実施することを徹底

② ICT スキルの向上・支援体制の構築

- ア 「デジタルスキルサーベイ」等を通じて職員のスキルレベルを可視化し、これに基づく研修設計や実践、デジタル人材の育成、各所属の DX 推進体制を整備

(参考) デジタル人材の育成に関する目標

区分	目標(R 8 年度)
デジタルナビゲーター新任研修累計受講者数	300人

- イ 事例や情報を交換するコミュニティを運営し、コア人材を育成・支援
- ウ 意欲的な所属の取組をブラッシュアップする相談窓口の開設やワークショップ等の実施
- エ 各所属の好事例の表彰・共有により、横展開を促進
- オ 適切なツール活用・引継を考慮した利用ルールの整備

③ 行政手続の簡素化・オンライン化

- ア 「行政手続簡素化の手引き」を参考に、各所属における提出書類の削減、記載方法の簡素化等の見直しを促進
- イ ノーコードツールや RPA の活用促進に加えて、新たに AI 活用の検討体制を構築し、AI エージェント等の最新技術を積極的に取り入れることで、自治体業務の DX を加速化
- ウ 会議室の予約・空き状況の確認等を効率化するツールの導入検討
- エ 利便性の高い電子申請システム等を市町と共同で調達・運営
- オ オンライン手続の利用拡大に向け、県民の利便性向上のためのツールを導入
- カ オンライン化やデジタル完結の状況を点検し、見直しを推進

(参考) 行政手続のオンライン利用率に関する目標

区分	目標(達成時期：R 9 年度)	実績 (R 6 年度)
年間件数 4,000 件以上の手続のオンライン利用率	70%	44.5%

- キ 収入証紙の代替手段として電子納付やキャッシュレス端末等の整備が進んだことから、これらの利用を一層促進することとし、収入証紙の廃止時期(令和 9 年度末予定)や経過措置を定めた条例の制定を検討

(5) 職員の意識改革・職場風土の醸成

① 職員のモチベーション向上と風通しのよい組織づくり

ア 全職員を対象にエンゲージメント調査を定期的を実施し、結果を適切にフィードバックした上で、調査結果に基づき組織別にアクションプランを策定し、職員のエンゲージメントを継続的に改善

(参考) エンゲージメント調査に関する目標

区分	目標 (R8 年度)	実績 (R6 年 11 月)	実績 (R7 年 5 月)	実績 (R7 年 11 月)
エンゲージメントスコア (全庁)	50.5	47.2	50.3	49.7

イ 新しい働き方の実践モデル事例を庁内外に発信

② 組織的な取組を促進する体制・仕組の構築

ア 新しい働き方推進リーダー、デジタルナビゲーターを核としたアクション項目の実践促進

イ 所属別の取組状況をダッシュボードで可視化し、各所属の実践促進

③ 職員の意見や要望等の反映

ア 新しい働き方推進委員会や若手職員提言部会を通じて、職員の意見等を確認し、施策への反映を検討

イ 職員満足度調査を実施し、新しい働き方への満足度や浸透状況を確認

【主な取組の工程表（R8～R10）】

取組内容	今後の予定（工程）					
	R8 年度		R9 年度		R10 年度	
○柔軟で多様な働き方の推進 ・テレワーク環境の整備	テレワーク時の適切なコミュニケーション・人材育成等の促進 （研修の実施、コミュニケーションポリシー・テレワークガイドラインの周知徹底等）					
	モバイルPC、公用携帯端末の利用					
○休暇・休業制度の活用促進 ・年次休暇の取得促進	→	→	→	→	→	→
	目標設定	実績の可視化対策	目標設定	実績の可視化対策	目標設定	実績の可視化対策
	研修の実施、エンゲージメント調査結果のフィードバック					
・特定職員に依存しない業務体制づくり	業務引継書の作成促進、庁内ポータルサイトの内容拡充					
○超過勤務の縮減 ・超勤縮減目標の設定と進行管理	→	→	→	→	→	→
	目標設定	実績の可視化対策	目標設定	実績の可視化対策	目標設定	実績の可視化対策
	研修の実施、エンゲージメント調査結果のフィードバック					
・業務の縮減・効率化の推進	→	→	→	→	→	→
	PTによる課題抽出	見直し方策検討	制度改正・システム化等	PTによる課題抽出	見直し方策検討	制度改正・システム化等
	研修・相談窓口による所属の取組支援					
○ICTを活用した業務改革の推進 ・ペーパーレスの更なる推進	文書管理システム、電子署名・電子公印、物品調達、補助金事務等のシステムの利用促進					
・ICTスキルの向上・支援体制の構築	デジタル人材の育成、相談窓口、好事例の表彰・共有					
・行政手続の簡素化、オンライン化	最適なツール（ノーコードツール、RPA、生成AI等）の活用拡充、オンライン手続の利便性向上、利用拡大					
・収入証紙の廃止	→	→	→	→	→	→
	証紙廃止条例案の検討	証紙廃止に関する広報	証紙の新規販売終了	証紙による収納終了	（収入証紙の完全廃止）	
	各種キャッシュレス決済の利用促進、証紙廃止後に向けた移行準備			新たな手数料収納方法による事務に移行（R10年度より完全移行）		
○職員の意識改革・職場風土の醸成	→	→	→			
	エンゲージメント調査・改善取組の実施	エンゲージメント調査・改善取組の実施	エンゲージメント調査・改善取組の実施			
・職員のモチベーション向上と風通しのよい組織づくり	自走化に向けた検討			検討に基づいた取組の実施		
・組織的な取組を促進する体制・仕組の構築	→	→	→	→	→	→
	所属別のアクション計画策定	実践・報告	好事例の表彰・共有	所属別のアクション計画策定	実践・報告	好事例の表彰・共有

5 人材育成

[県政改革方針]

新たな人材育成に関する基本方針を策定し、「求められる職員像」を定めるとともに、その実現に向け、採用、育成、配置、評価、処遇といった人事施策全般を通じた総合的な人材育成に取り組む。

(1) 優秀で多様な人材の確保

- ① 優秀で多様な人材の確保に向け、職員採用試験の見直しや採用広報活動の強化を行う。
- ② 多様化・複雑化する行政課題に的確に対応していくため、外部の優れた知見や民間ノウハウが活かせる分野・事業において、民間人材の県政への参画を積極的に促進する。

(2) 職員の能力向上

- ① 各職場における効果的なOJTの実施や、時代に即した研修計画の見直しを行うとともに、職員の能力向上に配慮したジョブローテーションを実施する。
- ② 職員の知識・経験の幅を広げるとともに、新たなネットワーク形成を進めるため、民間企業等との人事交流を積極的に推進する。

(3) 職員の意欲と適性を踏まえた人事配置

- ① 職員一人ひとりが高いモチベーションを保ち、最大限の能力を発揮していくため、庁内公募を実施するなど職員の自律的なキャリアビジョンを踏まえた人事配置を推進する。
- ② 専門的な知識や経験が必要な特定の業務分野については、スペシャリストを計画的に育成する人事配置を推進する。

(4) 職員の挑戦と成長を促す人事評価

職員にチャレンジングな業務への挑戦を促し、勤務実績を踏まえた適切なフィードバックを行う等、職員の更なる成長とモチベーションの向上に繋がる人事評価を実施する。

(5) 女性活躍の推進

女性ロールモデルの情報発信や女性職員同士のネットワークづくり、キャリアアップ研修の充実等により女性職員のキャリア形成を支援するとともに、積極的な登用を行う。

(具体的な取組内容（令和8年度）)

(1) 優秀で多様な人材の確保

① 職員採用試験の見直し

民間企業併願者も含め幅広い層の受験を可能とするため、事務系職種について更なる受験者の負担軽減及び利便性向上を図るとともに、技術系職種については引き続き通年採用を行う（春・秋の年2回）ほか、総合土木職と建築職について、大学3年生での受験を可能とする等、受験資格の拡充等を実施

② 採用広報活動の強化

様々な職種、業務分野、地域で働く若手職員が、県庁の業務に興味のある大学生等と直接対話し、職場見学できる場を提供する「採用サポーター制度」を推進

③ 民間人材の積極的な活用

外部の優れた知見や民間ノウハウが活かせる分野・事業（DX、観光振興等）において、複業人材を含めた民間人材を積極的に活用

(2) 職員の能力向上

① 効果的な職員研修の実施

階層別研修による各職位に必要な職務遂行能力の養成、特別研修による業務に応じた専門知識、課題対応力の習得を促進

R8年度の重点取組	「自信と誇りに満ち、信頼に応えられる職員」の育成を目指し、 ① 情勢を把握し、素早く課題解決に取り組める対応力を身につける ② 組織で協働し、対話を通じて新しい価値を生み出す力を身につける ③ 日々更新されるデジタル技術の活用力を身につける の3つの視点から研修を充実
-----------	--

② 民間企業等との人事交流

公民連携プラットフォーム等の活用により、外部の優れた知見や民間ノウハウを活かせる分野での人事交流を推進

③ 地域社会での活躍の促進

職員が公務外での活動を通じて幅広い経験と多角的な視野を養うとともに、民間企業や地域団体等とのネットワーク構築を促進するため、「社会参画サポート制度」の活用を促進
※企業・団体の活動や地域活動等に従事する場合の許可基準と運用を明確化

(3) 職員の意欲と適性を踏まえた人事配置

① 職員の自律的なキャリアビジョンを踏まえた人事配置

職員一人ひとりが高いモチベーションを保ち、最大限の能力を発揮していくため、職員の自律的なキャリアビジョンを踏まえた人事配置を推進

自律的なキャリア形成	・職員がこれまでの培ってきた経験やスキルを見つめ直し、自身のキャリアビジョンの実現に向けた取組等を記載する「キャリアビジョンシート」を活用 ・職員がキャリアビジョンを描く際の道標として「職種別キャリアガイド」を明示
キャリア形成支援制度	職員のキャリアの可能性を広げるため、または職員が主体的に描いたキャリアビジョンを実現させるための制度として、「兵庫県マルチワークプログラム」や「キャリアチャレンジプログラム」を積極的に活用

② 職員の専門性を高める人事配置

特定分野に深い経験・知識を持ったスペシャリストを計画的に育成していくため、希望する職員が自ら選択した職務分野に軸足を置いて職務を行う「スペシャリスト育成プログラム」を推進

③ 組織や職員に関する多様なデータの効果的な活用

職員の能力や適性が最大限発揮できる人事配置に向け、業務内容や職員のスキル、経験の可視化など、組織や職員に関する多様なデータを効果的に分析・活用する新たなシステムを試行的に導入

(4) 職員の挑戦と成長を促す人事評価

① 適切な人事評価の実施と評価結果の活用

職員のモチベーション向上を図り、挑戦と成長を促す人事評価とするために、職位ごとに定めた求められる職務行動を評価指標として活用するとともに、評価結果を昇給、手当、表彰等に適切に反映

② 多様な視点からのフィードバック

エンゲージメント調査結果の適切なフィードバックにより、管理監督職のマネジメント力の向上を促進

(5) 女性活躍の推進

女性ロールモデルの情報発信や女性職員同士のネットワークづくり、キャリアアップ研修の充実等により女性職員のキャリア形成を支援するとともに、積極的な登用を実施

【参考：女性登用の目標】 [知事部局等^{※1}の数値目標] ^{※2}

項目(案) <small>※当該職に占める女性割合</small>	目標(案)	達成時期(案)	R7.4 実績
本庁部局長相当職	20%	R12.4	16.8%
本庁課長相当職	23%		22.1%
本庁副課長相当職	23%		21.5%
本庁班長・主幹相当職	30%		25.1%
採用者に占める女性割合	45%以上	R8.4～R12.4	49.2%

※1 知事部局、議会事務局、各種行政委員会（教育委員会除く）、企業庁

※2 目標(案)は、「第5次兵庫県男女共同参画計画」及び「第8次男女共同参画兵庫県率先行動計画」において規定

【主な取組の工程表（R8～R10）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R8 年度	R9 年度	R10 年度
○職員の意欲と適性を踏まえた人事配置 ・キャリアビジョンを踏まえた人事配置 ・専門性を高める人事配置			
	キャリアビジョンシートの活用、	職員のキャリアビジョンを踏まえた人事配置の推進	→
	マルチワークプログラム、	キャリアチャレンジプログラムの活用	→
		職員の専門性を高める人事配置の推進 スペシャリスト育成プログラムの活用	→
○職員の挑戦と成長を促す人事評価 ・適切な人事評価の実施と評価結果の活用 ・多様な視点からのフィードバック			
		人事評価、面談の実施	→
		エンゲージメント調査の実施による職場環境の把握・改善と 管理監督職が自らのマネジメントを見直す機会の創出	→

6 地方分権への取組

[県政改革方針]

(1) 地方分権改革の推進

- ① 国から地方への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し、自治立法権の拡充・強化や地方の負担となっている計画策定に関する規定の見直し等に向け、本県独自の働きかけに加え、全国知事会、関西広域連合や県地方六団体等とも連携を図りつつ、国への働きかけを積極的に推進する。
- ② 地方税財源の充実強化に向け、地方一般財源総額の充実確保、地方税体系の抜本的な見直し、デジタル変革の加速や脱炭素社会の実現に向けた税財政措置等を要請する。
- ③ 市町における専門人材の確保育成を図るため、人事交流や併任等を必要に応じて実施し、市町の意向や受入体制を勘案しつつ、県から市町への権限移譲を推進する。

(2) 関西広域連合による取組の推進

- ① カウンターパート方式による大規模災害発生時の被災地支援や、関西全域をカバーするドクターヘリの運航など、7つの広域事務を着実に実施する。
- ② 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、次なる感染症に備えた対策の充実・強化を図る。
- ③ 構成府県市の公設試と域内大学・研究機関など多様な機関との連携による「関西広域産業共創プラットフォーム事業」を推進し、中堅・中小企業の事業化支援など関西の産業力強化に取り組む。
- ④ 2025年大阪・関西万博により得られた知見やビジネス交流などのレガシーを継承するとともに、ワールドマスターズゲームズ2027関西の開催への機運醸成等について、構成府県市で連携協力し対応する。
- ⑤ 関西への政府機関等の移転や防災庁地方機関の設置など、首都圏と異なる「もう一つの極」としての関西の実現に向けた取組を推進し、国からの事務・権限の受け皿たり得ることを顕示する。
- ⑥ 第6期広域計画に基づき、広域課題解決に向けた対応の更なる深化を図るとともに、経済界や国、市町村など様々な主体と連携しながら、関西全体の活性化に取り組む。

(3) 規制改革の推進

- ① 関西圏国家戦略特区、関西イノベーション国際戦略総合特区、あわじ環境未来島特区を活用し、産業の国際競争力強化や地域活性化を推進する。また、国に対し更なる特例措置の創設を働きかける。
- ② 企業等の事業活動の妨げとなっている県及び県内市町独自の規制の見直しや、県民サービスの向上、行政のデジタル化の推進につながる行政手続の簡素化等に取り組む。

(具体的な取組内容（令和8年度）)

(1) 地方分権改革の推進

国から地方への事務・権限の移譲等や、地方税財源の充実強化に向けた地方税体系の抜本的な見直し、地方一般財源総額の充実確保等について、本県独自の働きかけに加え、下記団体と連携して国への働きかけを積極的に推進

① 兵庫県としての働きかけ

ア 事務・権限移譲等の推進

(7) 国から地方への事務・権限の移譲等の推進

「提案募集方式」を活用し、地方の実情に応じた施策実施が可能となるように、更なる事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し、計画策定に関する負担軽減等を国へ提案

(4) 県と市町の役割分担を踏まえた権限移譲の推進

「県から市町への権限移譲検討会議」等を通じて、市町の意向や受入体制を勘案しつつ、権限移譲を進めるとともに、移譲後は事務執行に要する経費の交付やノウハウの提供による支援を実施

イ 地方税財源の充実強化

地方一般財源総額の充実確保、地方税体系の抜本的な見直し、デジタル社会の実現に向けた税財政措置等について提案活動を実施

② 全国知事会としての働きかけ

地方税財政常任委員会・地方分権推進特別委員会を開催し、提言等を取りまとめ、国への働きかけを実施

③ 関西広域連合としての働きかけ

提案を取りまとめ、国への働きかけを実施

(2) 関西広域連合による取組の推進

① 広域事務等の着実な実施

- ・第6期広域計画（計画期間：令和8～12年度）に基づき、広域防災など7分野の広域事務及び企画調整事務を着実に実施
- ・「大規模な広域防災拠点」の検討結果や国の「防災基本計画」等の修正を踏まえ、関西防災・減災プラン「地震・津波災害対策編」の見直しを実施
- ・「ビジネスしやすい関西」をめざし、自治体ごとに異なる事業の手続きや規制について、広域的な様式・基準の統一を推進
- ・中堅・中小企業の事業化支援など関西の産業力を強化するため、構成府県市の公設試と域内大学・研究機関など多様な機関と連携し「関西広域産業共創プラットフォーム事業」を推進
- ・2025年大阪・関西万博により得られた知見やビジネス交流などのレガシーを継承するとともに、ワールドマスターズゲームズ2027関西の開催支援など、関西全体の活性化に繋がる取組を促進

② 分権型社会の実現に向けた取組

- ・大括りの事務・権限の移譲を引き続き国へ求めるとともに、広域連合に対し実証実験的に権限移譲を行うことなど、新たな地方分権改革の手法等を提案
- ・首都圏と異なる「もう一つの極」としての関西の実現に向け、関西への移転が実現している文化庁（京都府）、消費者庁新未来創造戦略本部（徳島県）、総務省統計局統計データ利活用センター（和歌山県）等との連携・協力を図り、政府機関等の関西へのさらなる移転を働きかけるとともに、防災庁地方機関の関西設置について国への提案を実施

(3) 規制改革の推進

① 特区制度の推進

ア 関西圏国家戦略特区

国家戦略特区法等で定められている既存の規制緩和メニューの活用を進めるとともに、民間事業者等のニーズに応じて新たな規制緩和メニューの創設を国に提案

イ 関西イノベーション国際戦略総合特区及びあわじ環境未来島特区

(7) 関西イノベーション国際戦略総合特区

第3期特区計画（令和4～8年度）に基づき、先進的な研究開発、製品化・事業化への展開、国際競争拠点形成に向けた取組を推進

(1) あわじ環境未来島特区

第3期特区計画（令和4～8年度）に基づき「持続する環境の島」の実現に向けた取組を推進

- ・事業者等による太陽光発電設備の導入促進など再生可能エネルギーの利用を促進
- ・環境にやさしい移動ツールとして島内住民へのEV（電気自動車）の普及を促進するとともに、水素エネルギーの利活用方策を検討

② 県及び市町が設ける規制の改革の推進

有識者からなる県規制改革推進会議を設置し、社会・経済構造の変化への対応が遅れ地域活性化の支障となっている県及び市町の独自規制の見直しや、県民サービスの向上につながる行政手続の簡素化等の取組を推進

【主な取組の工程表（R8～R10）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R8年度	R9年度	R10年度
○地方分権改革の推進			→
		<ul style="list-style-type: none"> ・県としての働きかけ ・関係団体と連携した働きかけ 	
○関西広域連合による取組の推進			→
		<ul style="list-style-type: none"> ・広域事務等の着実な実施 ・分権型社会の実現に向けた取組 	
○規制改革の推進			→
		<ul style="list-style-type: none"> ・特区事業の認定・推進 ・新たな規制緩和の提案 	

Ⅲ ひょうご事業改善レビューの実施

[県政改革方針]

イノベーション型の行財政運営の実現を目指す取組の一環として、「ひょうご事業改善レビュー」を実施し、外部有識者の意見等を踏まえて施策改善を図る。また、結果を公表することで県政の透明性を高め、県民ボトムアップ型県政を推進する。

(具体的な取組内容（令和8年度）)

1 実施概要

対象事業を選定の上、自己評価や、外部有識者の意見等を踏まえて施策改善を図る「ひょうご事業改善レビュー」を実施。自己評価等に加え、外部委員会意見等を翌年度当初予算編成に向けた施策検討や予算要求に反映させることで、施策のPDCAサイクルの実現と、職員の政策形成能力の向上とデータ等の合理的根拠に基づく政策立案（EBPM）の定着を図る。

また、事業の改善状況や取組過程等、事業改善プロセスの自己評価及びフォローアップを行うことにより事業改善を進め、その成果を公表する。加えて、好事例事業の所管課を表彰し、庁内に横展開することにより、事業改善に取り組む職員の意欲を高め、創意工夫を促進し、もって行財政運営の質向上を図る。

2 対象事業

下記事業から選定

- ・各部において改善を図ろうとする事業
- ・事業効果が正確に測定できる評価指標が設定されているか自己確認を実施する事業
- ・過去（令和5年度）のレビュー対象事業 等

3 外部委員会委員

地方行財政等に知識経験を有する外部有識者

【主な取組の工程表（R8～R10）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R8 年度	R9 年度	R10 年度
○ひょうご事業改善レビューの実施	<p>【毎年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業の選定、レビューシート作成（～5月） ・外部委員会の開催（7～8月） ・外部委員会意見の公表（10月） ・翌年度当初予算等へ反映 		→